

沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会記録

<第2号>

令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和8年3月24日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会記録＜第2号＞

開会の日時

年月日 令和8年3月24日 火曜日
開 会 午前10時23分
散 会 午後4時36分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 陳情令和6年第52号外24件
- 2 沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言（案）について
（付議事件調査）
- 3 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委 員 長	當 間 盛 夫
副 委 員 長	下 地 康 教
委 員	新 里 匠
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	仲 村 家 治
委 員	大 浜 一 郎
委 員	呉 屋 宏
委 員	幸 喜 愛
委 員	山 里 将 雄
委 員	喜友名 智 子

委員 糸 数 昌 洋
委員 瀬 長 美佐雄
委員 瑞慶覧 長 風

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

総務部総務私学課長	松堂徳明
企画部	武田真
企画調整課副参事	喜瀬達也
交通政策課	平良秀春
交通政策課公共交通推進室長	仲吉朝尚
交通政策課副参事	金城幸樹
交通政策課班長	新城裕也
情報基盤整備課副参事	永本寛樹
地域・離島課長	島袋秀樹
環境部環境整備課長	與那嶺正人
保健医療介護部医療政策課班長	平安山剛
保健医療介護部薬務生活衛生課班長	津波昭史
農林水産部農林水産総務課長	長嶺元裕
農林水産部農政経済課長	馬場剛
農林水産部糖業農産課長	金城吉治
農林水産部畜産課長	真喜志修
商工労働部産業政策課長	座喜味肇
商工労働部産業政策課エネルギー政策推進監	瑞慶覧桂太
土木建築部土木整備統括監	前武當聡
土木建築部道路街路課長	砂辺秀樹
企業局経営計画課長	大城貴
教育庁教育支援課長	大城司
教育庁保健体育課長	遠越学

教 育 庁 参 事 兼 文 化 財 課 長 米 須 薫 子

○**當間盛夫委員長** ただいまから、沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会を開会いたします。

 本日の説明員として、企画部長外関係部長等の出席を求めています。

 まず初めに、沖縄県の振興発展に関することに係る陳情令和6年第72号の5外13件を議題といたします。

 ただいまの陳情について、企画部長外関係部長等の説明を求めます。

 なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

 初めに、企画部長の説明を求めます。

 武田真企画部長。

○**武田真企画部長** それでは、企画部関係の陳情処理概要について、御説明いたします。

 説明資料の2ページ陳情一覧の表を御覧ください。

 企画部関係の陳情は、継続陳情が3件となっております。

 この継続陳情3件につきましては、前回から処理方針の変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

 企画部関係の説明は以上でございます。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

 次に、総務部総務私学課長の説明を求めます。

 松堂徳明総務部総務私学課長。

○**松堂徳明総務私学課長** 資料14ページの5行目御覧ください。

 陳情第72号の5、令和6年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情であります。この陳情の17行目をお願いします。

 記書きの7につきましては、前回から処理方針の変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

 以上でございます。

○**當間盛夫委員長** 総務部総務私学課長の説明は終わりました。

次に、環境部環境整備課長の説明を求めます。

與那嶺正人環境部環境整備課長。

○與那嶺正人環境整備課長 環境部関係の陳情処理概要について、御説明いたします。

説明資料の2ページ陳情一覧表を御覧ください。

環境部関係の陳情は、ナンバー5と6番、環境部所管で継続1件と環境部及び土木建築部共管で継続1件となっております。

この継続陳情2件につきましては、前回から処理方針の変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 環境部環境整備課長の説明は終わりました。

次に保健医療介護部薬務生活衛生課班長の説明を求めます。

津波昭史保健医療介護部薬務生活衛生課班長。

○津波昭史薬務生活衛生課班長 陳情説明資料の2ページ陳情一覧表を御覧ください。

保健医療介護部関係の陳情は継続2件となっております。

継続の陳情につきましては、処理方針に変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

以上で、保健医療介護部関係の陳情に係る説明を終わります。

○當間盛夫委員長 保健医療介護部薬務生活衛生課班長の説明は終わりました。

次に農林水産部糖業農産課長の説明を求めます。

金城吉治農林水産部糖業農産課長。

○金城吉治糖業農産課長 資料の23ページをお願いいたします。

農林水産部関係の陳情案件について、御説明いたします。

農林水産部関係の陳情は継続陳情が6件、新規陳情が1件となっております。

継続陳情6件につきましては、処理方針の変更がありませんので説明を省略いたします。

それでは、新規陳情1件について、御説明いたします。

35ページを御覧ください。

陳情第2号の2サトウキビ価格・政策確立に関する陳情につきまして、処理方針を読み上げて説明いたします。

36ページを御覧ください。

記の1(1)につきましては、下線に示したとおり、陳情令和6年第202号の2記の1(1)に同じであります。

農林水産部関係の陳情に係る説明は以上でございます。

○**當間盛夫委員長** 農林水産部糖業農産課長の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

前武當聡土木建築部土木整備統括監。

○**前武當聡土木整備統括監** 続きまして土木建築部所管の陳情について、御説明いたします。

4ページの陳情一覧表を御覧ください。

土木建築部関係の陳情は継続8件となっております。

処理概要に変更はございません。

土木建築部関係の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁保健体育課長の説明を求めます。

遠越学教育庁保健体育課長。

○**遠越学保健体育課長** 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について、御説明申し上げます。

教育委員会関係については陳情について、継続2件となっております。

このうち、処理方針に変更があった箇所について御説明させていただきます。

48ページをお願いいたします。

令和6年陳情第72号の5、令和6年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の記15について御説明いたします。

処理方針の12行目を御覧ください。

「県教育委員会では、これまで離島から本島での県大会や九州大会及び全国大会に参加する生徒に対し、県中体連、県高体連、県特体連、県中文連及び県高文連を通して、派遣費を補助しており、令和6年度から、支援の充実を図る

ため、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施してまいりました。

県教育委員会としましては、派遣費の安定的かつ継続的な支援に向けて、令和8年4月から、沖縄県部活動大会参加支援基金を設置し、補助額の拡充に取り組んでまいります。」

以上で、教育委員会関係の説明を終わります。

○當間盛夫委員長 教育庁保健体育課長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営を図られますよう御協力をお願いをいたします。

質疑はありませんか。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 企画部の7ページですね。

陳情令和6年第72号の5なのですが、この7ページの離島を支える通勤者の渡航費及び物品などの運搬費に対して補助を行うこと、に対する回答の中で、中ほどから、離島の生活コスト低減に係る補助につきましてということでありまして、この下のほうに、令和7年度に立ち上げた小規模離島における持続可能な社会の実現をテーマとした万国津梁会議において生活コストの負担軽減に向けた取組を議論していただくこととしている、とありますけれども、その結果というのは次年度反映されていませんか。新年度。

○島袋秀樹地域・離島課長 万国津梁会議については令和7年度に立ち上げまして、ここまで3回の会議を開催させていただいております。

提言につきましては、この会議自体は令和7年度と次年度も残り3回会議を開催した上で、提言書を取りまとめる予定になっております。

以上です。

○糸数昌洋委員 新年度から始まる離島の生活環境改善支援事業というのがありますね。

これが小規模離島における買物環境改善に関する実証ということの取組がありますけれども、これはここの部分と関連はないんですか。

○島袋秀樹地域・離島課長 お答えいたします。

これまでの3回の会議の中で、当然離島の生活コストが非常に割高であるという御指摘受けて、今年度は一応現状と課題というものを整理させていただいております。

当然、離島の生活コストの軽減に向けた取組は、さらに強化すべきという話がございます、会議の話も含めて、こういった事業も今回の予算案に盛り込ませていただいているところでございます。

以上です。

○糸数昌洋委員 せっかく小規模離島における買物環境支援ということで、新年度予算で1700万円もつけてこういう事業を出したわけですから、この陳情の趣旨からいっても沿う内容じゃないかと思われまいますので、陳情への処理概要の中にきちっと記載したほうがいいのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○島袋秀樹地域・離島課長 答えいたします。

委員おっしゃるとおり、陳情の趣旨に沿った事業ということで、そのとおりでございますので、今回当初予算案に計上させていただいているということで、今現在審議中ということもございますので、処理方針は修正、見直しさせていただきます。

以上です。

○糸数昌洋委員 9ページですね、離島における石油製品価格低減への支援についての中の処理概要で、この令和7年から新たな補助としての離島のガソリンスタンド等支援事業実施しているということで、この事業とですね、この令和8年新たに始まるこの小規模離島ガソリンスタンドと物価高騰対応支援事業。この事業の兼ね合い。

これをちょっと教えてもらえますか。

○島袋秀樹地域・離島課長 答えいたします。

まず、令和7年度の当初予算で計上させていただいて現在実施している離島のガソリンスタンド等支援事業、これにつきましては、1事業所当たり年間45万円を上限に法定検査費、あるいは設備の維持、補修費等に対して補助を行っております。

これは、基本的に目的としてはその小規模のガソリンスタンド、本島のガソリンスタンドに比べて維持費用が、負担が大きいということの軽減のために実

施しているものです。

一方で、今回補正予算で承認いただいた小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業。この事業に関しては小規模離島でありますとかガソリンスタンドの過疎地におけるガソリンスタンドが担っている役割というのが非常に重要なものがありますので。ただ、今設備、施設の維持のコストの増加、人口減少に伴う需要の減少等により、コストの負担が非常に困難な状況になっており、ガソリンスタンドを維持するため、廃業につながるおそれもあることから、それを維持するために、緊急的に支援を行いたいということで、上限2000万にして、対象になる施設設備についても、計量器でありますとかタンクローリーでコンテナタンク等の、石油販売事業を実施するに当たって必要な設備、45万以上のということになりますけれども、そういう設備が対象となります。

以上です。

○糸数昌洋委員 関連して今物価高騰がかなり厳しい状況になってきて、ガソリンがどんどん上がっている状況の中で、離島がもう230円とか、非常に高騰しているということで本島に比べてかなり割高な状況が続いていると。

こういう状況を踏まえてですね、やはり何らかの新年度、これ政府のほうでも考えているというお話ありましたけれど、政府の補助を入れてもどうしても割高になるという状況が続きますので、この辺に関する手当を、これはやはり検討する必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょう。

○島袋秀樹地域・離島課長 お答えいたします。

昨日ですけれども、離島の給油所に対して、電話で価格について聞き取りを行いました。

島というかスタンドによってばらつきがあるんですけれども、リッター当たりの税込みの価格の平均というのが231円ということでした。

国においても3月19日の出荷分からのガソリン1リットル当たり170円程度に抑えるように補助を行うということになっております。

輸送費の補助も当然継続して実施、先ほど申し上げたガソリンスタンドに対する支援というのも継続して、引き続き実施してまいります。県としては国の動向も注視しながら今後の対応というものをしっかり検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○糸数昌洋委員　ぜひよろしくお願いします。
終わります。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。
呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　じゃ、送ってあります47ページ。
これまさに過疎地域から、こちら側に引っ越しをするための補助ということ
で考えているんですけど、それでいいですか。

○大城司教育支援課長　お答えいたします。
処理方針に今記載しています内閣府の小規模離島を対象に、当該高校の進学
する生徒の引っ越しする費用として、予算を措置しているところでございま
す。

○呉屋宏委員　実はこれ、今ずっと検討してきたネクストハイスクール構想と
いうのは、これと真逆の考え方なんだよね。

離島にどれだけ人を残すかという形で考えているのが、今度出してきた構想
なんですよ。これ、国が出してきたんだけれども。

ただ、昨日まさにその目の前での陳情に私は驚いたんだけれども、辺土名高
校はどんどん人が減ってはいるけれど、環境に関係する科だけが、今右肩上が
りなんですよね。これ教育委員会よく知っていると思うんだけれども。

ところが、中南部からその科に入るために、辺土名高校を目指して、受かつ
たんですが、国頭、大宜味に借りるアパートがない。これね、逆のパターンな
んだけれども、そこまでのことを教育委員会は把握しているのか。

○大城司教育支援課長　お答えいたします。

辺土名高校につきましては、学校寄宿舎もございしますので、当然、人数に制
限はございますが、宿舎の要望とか、希望人数とかも踏まえて、所管課のほう
では、この辺のほうは、いろいろ調査をしているというふうに考えておりま
す。

○呉屋宏委員　これ、そう言っているけれども実際は調査していないでしょ
う。

だって、これもう何年も前から徐々に右肩上がりしていることは分かってい

るはずなんだよ、あなた方は。

過疎化を止めるには、その地域に人を残さなければいけないんだよ。これが中南部からせっかく北部に来ようとしている。国頭、大宜味に来ようとしている部分があるにもかかわらず、皆さんそれを知らんぷりをしているというのが今の状況だと思うよ。

こういうのは、ある意味で企画部と共管しながらやっていかないと。あなた方だけでどうしようかという話は僕ではないと思う。これ何でかと言ったら、僕はその陳情もらって、分かったということで、その足で僕は昨日、大宜味、国頭まで行ってきましたよ。この実態を見た。

大宜味村の根路銘という集落に、6世帯が入れる教員用の建物があるんだよ。そんなに古くはない。きれいにとっても5、6年前にリニューアルしたんだと思うんだけど、誰も入っていない。誰も1人も。

なぜかと言ったら辺土名高校に行く先生方は、名護でアパート借りているから。これ教員のアパートなのにもかかわらず空いている。

けれど、生徒は住むところがない。これをオープンにしてくれと皆さんのところに昨日電話を入れたんだけど、こういうものを使わなければ何のためという話になるんだよね。

これも先生方が向こうに行くのは大変不便だからということでそれを造っているということは、理解ができる十分に。ところが空いているんだったら、同じような教育委員会で子どもたちが困っているものに対して、それは僕はオープンにすべきだと思っているんだよ。

実はね安田というところに、教員住宅があった。もう古くて取り壊すことになっているんだけど、ここに住んでいたのは実は移住してきた人たち。全然目的が違いうけれど、安田では使われていたわけ。生徒のためだけでもない。住宅のために。建物がないから。

けれど、今回のものは生徒のために、中南部から行く生徒のための寮がないから、そこを借りたいというようなことの陳情を皆さんのところに流しているわけだよ。だから、こういうの小まめに見るべきだと思うよ。

なんで辺土名高校は右肩下がりになっているのに、この科だけが上がるのか。将来予測はどうなっていくのか、寮はもっと広げないといけないんじゃないかというところは、僕はもっと細かく見るべきだと思う。

これはほかのところでも、久米島でもそうなんだ。久米島でもそういうような状況が起こっているから、外に出る人のための支援をすることも大事ではあるけれども。逆に、外からこっちに来る人たちの支援をどうするかということをやらなければ、僕は過疎化は止めることはできないと思うよ。

そこはどうですか。最後に。

○大城司教育支援課長 申し訳ありません。

今ちょっと辺土名高校の件につきましては、ちょっと私のほうで今、具体的に把握はしておりませんので、関係課のほうに、委員の御意見も踏まえてお伝えしたいと思います。

申し訳ありません。

○呉屋宏委員 最後になりますけれど、そこはよく御検討ください。

一方的な部分で補助があるから、これを使おうということも大事ではあるけれども、ほかにどういう苦しみがその中にあるのか、困っている人たちがどこにあるのかということを考えていかないと過疎化対策は僕はできないと思いますから、そこは昨日のことなので頭にある中で質問しましたけれど、よく検討してください。

以上です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 令和7年第121号で、11ページでございますけれども。

この竹富町議会から出ているものでありますけれども、これは私も一般質問でも取り上げた部分でありますけれども、万国津梁会議の提言等々は後日反映させるということでありまして。

部長ね、今年度約1年で様々な実施調査をして、1年で大体めどづけをして、次の年度からそれを実施するというような部の答弁をいただいたんですね。

今具体的にどのようなことをしてこの1年間でね、どのような対策をして、どのような方策をもって、この物流対策というか、支援の方向性、そして実施時期等々今考えているか。

それを少し詳しく教えてください。

○島袋秀樹地域・離島課長 お答えいたします。

この竹富町議会からの陳情に関しまして、価格調査というのは引き続き例年実施しております。今年度も実施しています。大体ポイントでいうと30ポイントぐらいの格差があると。本島と離島でですね。

あとは県民意識調査における離島住民の皆さんからの御意見で、やはり生活コストが非常に割高で、そこに対して何らかの手当、手だてをとということもございました。

各種離島の首長さんと県の会議においても、特に住宅の確保、そしてその生活コストの問題がございました。特に今年度はその住宅の問題について、空き家を活用した対策というものも実施してまいりましたが、その新規で住宅を建てようとした場合に、本島とどのくらいの差があるのかということを調査いたしました。

島によってばらつきがあるんですけども、平均でやはり1.5から2倍程度の費用がかかるということがございました。

そういった現状を踏まえて、次年度住宅コストの軽減に係る事業というのを、様々引き続き調査しながら離島に適した工法の調査等含めて、次年度ある程度調査をして、実際にかかる負担の軽減に向けてどのような対応ができるのかというのを、その調査結果も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

生活コストに関しては、買物環境の改善というものを次年度の当初予算に計上させていただいておりますので、それをまず実証事業として取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○大浜一郎委員 ちょっとよく分からないんだけど、僕は今物流の支援について聞いているわけ。

物流支援が全てに、要するにそういったものに引っかかってくる。

当然住宅の問題等々もあるでしょう。

ただし、これは全て物流に起因しているという問題があるわけですよね。なので、そこをしっかりとやるべきなんだろうということを、僕は議会でも申し上げたわけですよ。

だから今の答弁の整理整頓の中ではちょっとよく分からない。まだ何を調査していくのかというのが、ちょっとあまりにも雑駁になっていないですか。

○島袋秀樹地域・離島課長 すみません。

お答えいたします。

今の答弁から少し漏れておりました。

次年度、令和8年度ですけれども、県と地方自治研究機構という一般財団法人がございまして、そこでの共同研究を実施する予定でございまして。

その調査の内容としては沖縄本島と離島間の物流に関する実態調査を行う予定です。

そこで食品、日用品、あと農業用資材、建築資材などの物流の流れ、価格の形成過程を把握して、この物流コスト低減のための支援策を検討してまいりたいということで、今回当初予算に、地方自治研究機構との共同研究でございますので、県の負担が800万、事業規模2000万になりますけれども、その物流実態調査を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○大浜一郎委員 沖縄全体がそうであるんだけど、物流は一方通行なんですよ。沖縄本島から離島も一方通行、離島から離島も一方通行、ロットもどんどん小さくなってくる。これ仕方ない現象なんですよ。

今の話を聞くと、今までこういう物流に対する研究の蓄積というのがないような感じがする。この離島航路の運賃というものを今まで本当に一度も調査をしたこともないし、蓄積したデータの上で何かをするというような感覚がないんだよね。今の答弁だと。

だから、これ調べるというのは、すぐにでも調べられるでしょう。

例えば、コンテナ1台が幾らだと、小ロットのやつが幾らというものやって、今こういう現状でやっているということをすれば、計算上すぐ出る話でしょう。

我々も物流で関連しているけれど、これコンテナにどれだけ載せたらどれぐらいの回転率が高くなるかというのは当然考えながらやりますよ。

しかしながら、やはり本島から離島間、また離島から離島間というのはどうしても割高になるというのは、これはもう昔からの話。

それはなぜこういったことを、今の答弁聞いていると、どこかとの研究云々と言ったとしても、県自体にそういう蓄積データがないというような感じがして、一体全体この1年間何を研究するのと。

もっとリアルな調査をして、どこにどう予算をぶち込んで制度設計して、どこにどう打ち込んでいくというところは、1年後に見えるのかなと思って、非常に僕は今答弁聞いていると疑問に思いますよ。

その点ちょっともう少し整理整頓したほうがいいと思う。

部長どうなんですこれ。

○武田真企画部長 離島の割高な生活コストというところについては、これまでも研究をしてきましたし、市町村との意見交換の中で、様々な指摘も受けて

おります。

ただ今般、円安であったり、インフレ局面とかという意味でいうと、その価格差がより広がっているというふうな懸念を大きく持っております。

そういったところを踏まえて、何に一番お金がかかっているのか、委員が言うようにロットの関係もございますでしょうし、当然片荷という問題もございます。

そういったところから、実は補助金も考えているんですけど、どういう形のお金の入れ方をしたらそれが実際に効くんだとか、そういったところをずっと細かな研究しないと、また有識者の意見も踏まえて、お金の入れ方も含めて、来年いろいろ勉強させていただきたいと考えています。

その中で、適した手法について企画部として考え方をまとめてまいりたいと考えています。

○大浜一郎委員 これは離島振興の中の肝中の肝なんですよ。

だから現地調査をきちっとやはりやってほしい。

もちろん、有識者の話を聞くのもいいでしょう。

それよりももっと実態を把握するというのが一番僕はメインだと思いますよ。実態の物流費がどうなっているんだというようなところをまずやることです。

この問題は実は、去る衆議院選で非常に話題になったことで、これ県単独云々ではなくて、これは振興策のちょうど見直し時期だから、この振興策の中に、この離島物流の問題から定住安定の問題につながっていく話なので、しっかりとそこにどういうふうに持っていくかというのも視野に入れながら、この問題をまず、県単独ではとてもじゃないけれど難しい。コストも多分に膨れてくる可能性もあるので、これは国も巻き込んだ意味で、しっかりと政策を打ち込んでいくという話に僕は持っていくべきだというふうに思いますし、衆議院の中でもこの対策をきちっとやらなければいけないというのを訴えていた議員も当然いたわけだから。

その辺のところの地域振興策における位置づけ、この政策の打ち込み方については今どういうふうにイメージしていますか。

○武田真企画部長 物流コスト、生活コスト含めて離島に対するものについては内閣府とも、いろいろと水面下にはなりますけれども意見交換させていただいています。

実態を調べるといっても、運輸事業者の方に調査をしてもなかなかブラック

ボックスのところもございまして、経営に直接関与するということでは、真正面からということがなかなか難しいところもありますので、そのあたりについては、国の力も借りながら、先ほどから同じことの繰り返しになりますけれど、どういう形のお金の振り方をすれば効くんだというようなところも、事業者も交えながらいろいろ調査してまいりたいと考えています。

○大浜一郎委員 とにかくこの１年間で実施する調査をするというので、それなりに形づくったものにしてもらいたいなというように思います。

質問を変えます。

陳情令和６年72号の５、17ページですけれども。

この廃棄物処理に関わるこの支援の方向性について、詳しく、今の現状を教えてくださいたいと思います。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

陳情処理方針に記載している内容ではあるんですけれども、市町村の処理コストを下げることを後方から支援するということで、市町村に対してごみ処理の広域化を促しているところになっております。近年でいえば、渡嘉敷村が那覇・南風原の焼却施設と統合して、そこで委託処理をすることになって処理費の削減に向けて動き出したということもあります。

またですね、あわせ処理というところでいいますと、市町村が産業廃棄物を一般廃棄物と合わせて処理するという制度になりますけれども、それについても、過去に行った実証試験の結果をもとにですね、市町村にあわせ処理を推進しているということで、処理費の削減に向けて、ソフト面で支援を行っているところとなっております。

以上です。

○大浜一郎委員 これ２番目には竹富町の件もありますけれども、これ離島で同じ町でもこうやって転々とする地域がありますよね。

これまた船を使つての問題にもなってくる。その辺のところの処理については、どういうふうに今考えていますか。

○與那嶺正人環境整備課長 一般廃棄物については、市町村のほうに処理責任がありますので、基本的に市町村中心にやっていただくことになるんですけれども。竹富町の担当課とも面談して、お話等聞いているところなんですけれども、今、直接困っているところでいえば、海岸漂着の処理とかそういったものに

困っているという話は聞いていますので、そこを国の補助金を活用して連携して取り組んでいるというところになっております。

以上です。

○大浜一郎委員 とにかく、これ小さな自治体ですから、何だかんだ言っただって費用負担が大きいので、何ができるかというのは……。これ処理方針をアップデートしていないけれどさ。

こういった問題については、前に進んだねというような状況を次もまた確認して、質問したいというふうに思っています。

今廃棄物の件をやったので廃棄物に行きますけれど19ページです。

令和7年陳情第71号の5、海岸漂着の件ですけれどもね。

これも毎日のことなんですけれども、これも処理方針のアップデートを基本的にされたかどうか分かりませんが、この財源の一部を沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用しているけれど、補助金で賄えないところはやはり一般財源で対応しているというところがあって、引き続き予算確保に取り組んでいきますということで締めているんだけど。

これも早めに対策を取っていかないといけない話ですよ。

今日清掃しても、3日後にはまたものすごい量のものが流れてきているというのは見たことあるでしょう。

だから、この問題をもういたちごっこにならないように、ボランティアだけをお願いして、ありがとうというだけではなくて、きちっとやらないといけないということを、僕は再三申し上げているというふうに思いますけれどもね。

この辺のところ、処理に対して、今どういうふうなアップデートがありますか。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

まずこの補助金につきましては、離島のほうが漂着量が多いということで、離島のほうを何倍か高く配分するというところで進めているところです。

竹富町につきましても、令和6年度の時点で500万円だった補助金を、令和7年度は1200万円ということで、もう倍以上つけた形で支援を行っているところです。

海岸の管理につきましては、基本的には一般海岸であれば土木建築部のほうが海岸管理者になりまして、漁港区域等であれば農林水産部が管理者になりますけれども、そことも連携しながら、この補助金を使って可能な限り市町村の負担を軽減できるように、連携して取り組んでいきたいというふうに考えてお

ります。

以上です。

○大浜一郎委員 市町村で一般財源で持ち出し額というのは、補助金も入れて、何パーセントぐらいの形での持ち出しになっているの。

○與那嶺正人環境整備課長 まず竹富町につきましては、この補助金の——あと精算手続の関係で、以前までふるさと納税を混ぜて使っていたということですが、今年度につきましては、ほぼ補助金で対応できているというふうに考えております。

この補助金につきましては国のほうから9割補助となっておりまして、市町村負担はその中の1割ということになっております。

以上です。

○大浜一郎委員 市町村としてはこの補助金が非常に有効に活用されているというふうな理解でいいですか。

○與那嶺正人環境整備課長 そのとおりです。

○大浜一郎委員 分かりました。

次、最後になります。

これを多分物流の件と一緒にありますけれど、33ページの陳情第131号の5ですけれどもね。

これも農業資材とか飼料等の購入においてのこの輸送費の問題です。

これは最初に質問したとおり、一体型でこういう問題を解決していくのかまた縦割りの関係でこれは農林水産が云々するのか、横軸の対策になるのかどうなのかも含めて、ちょっと答弁いただけませんか。

○長嶺元裕農林水産総務課長 農林水産部では、農林漁業者の経営安定に向けて生産資材への移入に係る輸送費用の低減を図ることが重要と考えております。

輸送費の実態につきましては、経済労働委員会におきまして、令和8年度当初予算の審査において仲村家治委員のほうから、この企画部が実施する調査研究に農林水産部としても、しっかり連携していくべきではないかというような質問がございました。

この質問に対して農林水産部長のほうからも、しっかりと連携を図っていきたいという旨の答弁をさせていただいております。

具体的なものはこれからになりますが、企画部のほうと緊密に連絡、調整を図っていきたいと考えております。

以上です。

○大浜一郎委員 分かりました。

では、これ横軸を通してきちっと、そういった問題を解決するということ。企画部長も、そういう立てつけにするということでもいいわけですね。

○武田真企画部長 おっしゃるとおりでございます。

○大浜一郎委員 この問題も、これは毎日毎日のことでありますので、これ対策しなければいけないと。今の世の中の情勢でいくと、本当にもう、一軒家造るのに坪当たりも180万とか、200万になっていくような情勢にもなってきたるし、これ多分新築できないですね。

だからそんな状況にもう陥っているし、プラスアルファで燃料費が上がったり、人件費が上がったりして、これはもうダイレクトにこういった物流費に反映してきて、もう最終的な離島での価格差というのが、やはり沖縄本島と離島では、どうしても差が開いてくるというのはこれはもう明らかな現象としてもあるわけなので、とにかく一日も早くですね、1年かけてきちんと形をつくると、横軸を通してやるというんだったらこれしっかりとつくってですね、早め早めにできることから、まず対応していくというようなことをしっかりと考えていただきたいなというふうに思いますけれど、企画部長、最後ちょっとその辺答弁ください。

○武田真企画部長 離島の問題というのは県政の最重要課題の一つですので、しっかり離島の方が住み続けられるような施策を展開してまいりたいという気持ちで取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里匠委員。

○新里匠委員 14ページですね。陳情令和6年第72号のほうです。

離島出身で高校卒業後に大学、専門学校への進学を希望している学生の学費及び住居費を支援することの陳情でありますけれども。

これ処理概要として、現在住民税非課税世帯の方だけの支援から多子世帯への支援も行われているよという話でありますけれども、高校の部分についてちょっとお聞きしたいんですけれども。

この高校の部分で高等学校等就学支援金というのがあるかなと思うんですけれども、この部分の変更が多分所得制限なしというふうになってきたと思うんですけれども、この陳情と関係ないのかなという部分をお聞きしたいと思います。

○松堂徳明総務私学課長 お答えいたします。

この陳情につきましては、まず専門学校前提としているものですから、今回この事業としては、高等教育の修学支援新制度ということで、処理方針を示させていただきます。

委員おっしゃるとおり高等学校につきましては、また別の事業で高等学校等就学支援金がございます。

そこで、全日制について今回所得制限が全て撤廃されていますので、全日制の高校については45万7200円とか、あるいは単位制の通信制高校については41万40円とかそういった支援を行っているところでございます。別の事業です。

以上です。

○新里匠委員 大変失礼しました。

高校卒業後にというところをちょっと見ていなかったものですから、これは後ほどまた、これについて聞きたいことがあるので、またよろしく願いします。

次ですね、22ページ。水道広域化の話なんですけれども。

これ昨日、予算特別委員会の中でもあったんですけれども、本島周辺の渡名喜を除くステップ1というところは終了しているという話であったんですけれども、その後、何かステップ4まであるようなその話があって、その前はステップ3までということだったんですけれども、現状ちょっと11月議会かちょっとそのときには、このステップ1は終わったから、ステップ2、3も含めて、まとめて考えていくよというような議会答弁あったかなと思っておりますけれども、答弁に相違があるような気がして、この進捗状況、今決まっている方針計画についてお伺いをいたします。

○津波昭史薬務生活衛生課班長 お答えします。

先日の予算特別委員会の総括質疑でのやり取りのことかなと認識しておりますが、もともとこのステップ1、ステップ2、ステップ3につきましては、県企業局の水道用水供給拡大に関する方針というか進め方がステップ1が、今現在行われている本島周辺離島8村。ステップ2が本島北部プラス久米島町。ステップ3が宮古、八重山圏域の水道用水供給を拡大するというステップについて以前から御説明させていただいているところなんですけれども、この沖縄県が策定している水道整備基本構想沖縄水道ビジョンの中では最終的にはステップ4として、県内を一つの水道事業として統一する県内1水道を最終的には目指すというところで先日の予算特別委員会の中ではステップ4まで、最終的にはあるというふうな答弁をさせていただいたところと認識しております。

以上です。

○新里匠委員 だからこの企業局とですね、この保健医療介護部というか、沖縄県が策定している水道ビジョンのこの整合性がないのかなという部分がちょっと答弁としてあったので、一体どっちなのかというようなことを考えています。

それで今聞くとところによると、企業局はその作業として3も早めていくと、沖縄県の策定している水道ビジョンについては最終的にはステップ4として、沖縄県全体を広域化するんだというところだと思うんですけども、この整合性ってありますか。

○津波昭史薬務生活衛生課班長 県企業局さんはあくまでも水道事業体としての位置づけになっておりますので、何か政策的に今進めているというよりは、沖縄県が策定している水道広域化の方針にのっとって、今まずはステップ1として本島周辺の離島8村の水道用水供給を拡大するという、県の方針にのっとって、企業局さんが順次、この浄水場を整理したり水道用水の供給の拡大を行っているというところです。

ステップ2、ステップ3も県の方針が沖縄水道ビジョンの中で今このスキームがあるんですけども、現在は一部の自治体から、早めにこの県の企業局の水道用水供給を拡大してほしいという御要望をいただいているところですので、今現在定めている水道広域化スキームにこだわらずに、今後どういうふうに、ステップ2以降の水道広域を進めていくべきかというのは、この水道事業体の皆様、県の企業局、関係者の皆様と意見交換させていただきながら、どの

ように今後水道広域化を進めていくのかというのを議論しているところになります。

○新里匠委員 いやだから、この計画があるにもかかわらず、前倒しをしているのか、そうではないのか、この計画に沿わなければ、計画の意味ないんじゃないかなと思っているんですけども。

これは企業局は一部の自治体の要望を聞いて、もっともっと早めたいというところでの答弁になっただけで、この計画はもうそれほど重要視してないという捉え方でいいんですか。

○津波昭史薬務生活衛生課班長 今説明させていただいたのは、あくまでも沖縄水道ビジョンという県の策定している水道整備基本構想でステップ1、ステップ2、ステップ3で、最終的には県内1水道を目指すということでステップ4まで今策定されているところなんですけれども。

その後、国からの全国的な水道広域化の取組として、水道広域化推進プランの策定を国のほうが求めまして、沖縄県につきましては令和6年3月に、沖縄県水道広域化推進プランというものを策定させていただいています。

その推進プランの中でも、現行の県内1水道までの広域化スキームを適宜見直すこととしており、県企業局並びに既存の受水事業体との合意形成を図っていきながら、準備が整った自治体から順次水道広域化を進めていくということで、この推進プランの中でも、これは保健医療介護部が所管しているものなんですけれども、このプランの中でもそういうふうに記載させていただいていますので、企業局さんがそういう地域の御要望を聞いてその要望に添って前倒しするというよりは、保健医療介護部がまずは、各水道事業の御要望がある水道事業体の意見も踏まえて、どのように今後水道広域化を進めていくのかというのを整理していくのは、保健医療介護部だと認識しておりますので、引き続き水道事業体、あとは県企業局の関係者の皆様の意見を聞きながら、どのように水道広域化を進めていくのかというのは議論していきたいと考えています。

○新里匠委員 これは水道ビジョン、この広域化推進プランがあったとしても、企業局が進めることについては問題ないということによろしいですか。

○津波昭史薬務生活衛生課班長 ちょっと繰り返しになりますけれども、県としても今、ステップ2、ステップ3で定めているものにつきましては、適宜、見直すということで整理しておりますので、どのように今後進めていくのか、

昨日ちょうど多良間村にも伺って、多良間村長さんとも2時間ほど意見交換させていただいたんですけれども、そういう丁寧な、地元の御要望も聞きながら、あとはまた、現在企業局さんから受水している事業体の合意形成も図っていく必要があると思いますので、そういった課題も解決しながら県としても議論を加速化させていきたいと考えております。

○新里匠委員 随時見直すというようなことで理解をします。

準備が整った自治体という話がありましたけれども、この準備とは何ですか。それと、最終的にもういつごろまでに、県として広域化、一つにしていくという部分の目標年度は水道ビジョンの中にはあるんですか。

○津波昭史業務生活衛生課班長 最終的に水道、県内1水道をいつまでにするかという明確な期間というか、そこは定めているわけではないんですけれども、先ほど順次準備が整ったところから水道広域化を進めていくというふうな御説明をさせていただいたところです。

今後進めていくに当たっては、幾つか課題があるものと認識しております。

水道広域化の議論を進める上での最大の課題としましては、事業全体への影響に対する関係者の合意形成を図っていくということにあると思っています。

具体的に水道広域化によるメリットと既存の事業体への影響を明確に説明して、全ての構成員の理解と合意を得るというステップがまず必要になってくると認識しています。加えまして、離島自治体におきましては、本島と比較して有収率が低いという課題もあると認識しております。

こちらにつきましては改善がなされないまま水道用水供給の拡大を進めた場合、県企業局の経営を悪化させるということも懸念がされております。

そのため有収率の改善は重要な課題の一つであると認識しております。

県としましては、これらの課題を解決しながら持続可能な水道を維持するためにも、水道広域化の推進は必要だと考えていますので、これらの課題を解決するために、関係者の協議を進めながら議論を加速化させていきたいと考えております。

以上です。

○新里匠委員 準備に対する課題等の話があったんですけれども、この課題について、各自治体と綿密に話をして進められるようお願いをしたいと思います。

目標は持ちながら、ぜひやっていただきたいなと思っております。

次なんですけれども、25ページお願いします。

和牛繁殖農家支援に関する陳情でありますけれども、これ配合飼料、肥料等畜産資材の離島格差緩和のための輸送費を補助することというような陳情でありますけれども、処理方針としては、輸送費補助をしていないというところと、離島地域における経営分析をする、そして国へ要請するというような処理方針になっております。

この離島地域における経営分析の進捗状況は、どういう感じになっていきますか。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

県では肉用牛経営緊急サポート体制において、農家の経営分析や経営改善計画の作成支援を行うなど、相談のあった畜産農家については経営状況を把握し、経営安定に向けた支援に取り組んでいるところです。

また、肉用繁殖農家の経営力強化を目的に、令和6年2月に肉用牛繁殖経営再興プランを策定し、生産性向上に向けた各種事業や取組等について、令和7年からの5年計画で推進しているところです。

同プランでは、北部、中南部、宮古、八重山の各地域で、生産者代表も含む協議会を設立して、地域の実情に即した計画を作成し、協議会を中心に各種事業、取組等を推進しているところです。

先ほどの経営分析につきましても、このような取組の中で、離島地域における問題点、課題をしっかりと把握し、その課題の解決に向け取り組んでいきたいと考えています。

○新里匠委員 例えば、先島地域におけるこの経営に関する課題というのは何でしょうか。

○真喜志修畜産課長 先島地区における課題といいますか肉用牛全般ですが、肉用牛の課題としては、それぞれの経営体によってももちろん状況は違いますが、子牛をいかに高く売るかであったり、粗飼料をしっかりと作って農家単位で100%自給するような取組が非常に重要となってきますので、先ほど再興プランの話をしましたが、その中で関係機関と連携して、しっかりと子牛を育成して高く売るというところと、粗飼料の自給率を上げてその生産コスト面を下げていくという、そういった取組をしっかりと進めていきたいと考えています。

○新里匠委員 今、子牛の価格が結構上がっていると思いますけれども、その

上がっている要因というところは分析されていますか。

○真喜志修畜産課長 子牛の価格につきましては、特に和牛肉として販売される肥育農家の購買者の方が購入するわけですが、その和牛肉については、消費者の消費動向とか、そういった部分によって、非常に左右されてきます。

近年の子牛価格高騰についてはそういった部分も改善しているところもありますし、子牛の頭数の減少というのもあります。

そういったところもあって、現在購買者の方は全国的に子牛価格も上がって高値で購買しているという状況でございます。

○新里匠委員 今後もこの子牛価格は、この高騰のまま維持をするという分析をしていますか。

○真喜志修畜産課長 子牛価格については、今80万を超えて過去でも最高レベルなぐらい高い価格になっています。

ただし肥育農家の方々については、子牛の生産費というのがどうしても上がってきますので、子牛の価格がこのまま続くかというところは、もちろん我々もちょっと見えてこないところではありますが、子牛価格が再度また下落したときには、しっかりまた支援できるように準備をしているところでございます。

○新里匠委員 今、子牛も高くなっているので、その母牛の更新にもお金がかかるということになってくると思います。

なので、そこについてやはり長期的な視点で、安いときに本当は母牛を更新できるような施策を打つべきだったと私は思っているんですけども、今になってはもうそれができないので、今高く売れている状況はなぜなのか、今後続くのかというところは最後まで分析をしていただきたいと思います。

それと、この粗飼料の確保が重要という話があったんですけども、国にいろいろ要請していくというような答弁があります。けれども、これ国がオーケーしなければ、何もやらないというように聞こえます。

今後、新たに沖縄独自の支援というものは考えていますか。

○真喜志修畜産課長 県では、これまで飼料価格高騰対策や肉用子牛価格安定対策、それから優良繁殖雌牛の更新に係る支援等について、これまで101億5000万円を予算措置して対応してきたところであります。

令和8年度についても、飼料価格高騰など物価高騰対策として、約16億5000万円を予算措置しております。

また今議会で提案させていただいております畜産に関する基金事業、20億円計上しておりますが、そういった中でより効果的な施策についてまた実施していきたいと考えております。

○新里匠委員 最後にちょっとお願いをしておきたいと思いますが、この子牛価格が高いうちに次なる一手を打つ。

この基金の条例もできますから、実際にこの今まで手の届かなかった部分について、特に優良雌牛更新の導入をしてから、手元に補助金が入ってくるまでのこのスパンの課題についての解決を是非ともやっていただきたいんですけれども。

最後、決意をお願いをしたいと思います。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

先ほどお話した基金事業の中で、優良繁殖雌牛の導入支援についても実施していく予定としております。

そういった中で、これまで更新加速化支援事業への上乗せも実施してきたところですが、そういった上乗せについては、どうしても事業上、年度末に取りまとめるので支払いについてはそのときになります。今後優良繁殖雌牛の導入であったり、保留であったり、そういった面への支援についても検討していきたいながら、早目の支援ができるように検討していきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 資料30ページ。

分蜜糖及び含蜜糖企業の安定操業に向けた支援についてというところですが、少し教えていただきたいと思います。

この、特に分蜜糖の件なんですけれども、今8つの小規模離島での製造というふうになっていますが、それぞれの運営されている企業と、それぞれの今の経営状況について、県が知っている内容について教えていただきたいと思います。

○金城吉治糖業農産課長 すみません。

含蜜糖ですね、黒糖工場、分蜜糖ではなくて含蜜糖。

含蜜糖につきましては、4社8工場となっています。

民間事業者が3事業者となっています。残りはJAさんが5工場というところで経営運営を行っているところです。

含蜜糖につきましては事業者の経営につきましては、これまで含蜜糖振興対策事業費で、標準的な製造コストと、標準的な販売額の差を補填する事業を行ってきました。

一方で含蜜糖製造事業者からは十分な補填額となっていないというところで要望がありましたので、物価高騰があまり反映されてなかったというところで、令和6年度から見直しを行って物価修正をかけて支援を行うことになっています。

経営状況につきましては、基本的になかなかまだ厳しい状況がございます。

JAさんのところは特にかなり小規模な工場となっていますので、経営的にはかなり厳しい状況になっています。

ただ一方で民間事業者につきましては、黒字になったり、赤字になってとんとんであったりという状況がここ数年続いているという状況です。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

JAさんやはり小規模なので、量が少ないからやはり厳しいのかなということだと思うんですけども。

例えば今回、分蜜糖工場の建設について、やはり経費の件ですね、いろいろと沖縄県執行部のほうも、また県選出の国会議員の方々、また農水省、我々県議会としても一致団結して頑張ろうということで、今取組をしています。

確か含蜜糖に関しては、沖縄振興予算での建設をされて、建て替え等々やられているかと思うんですけども。

これがまた、毎年、毎年、県の支出でこういったものがどういうふうに積み重なっていくことになるかと考えているのか。

あとそこで、例えば数十年後になったら、また建て替えとか、こういったものが行われるだろうということで、推測されると思うんですけども。

この点は今、将来的なビジョンとして、沖縄県としてはどういうふうな考えを持っていらっしゃるのか。今後の取組をしようとしているのか。

もし、今のところ、想定されていることがあるのでしたら教えていただきたいと思います。

○金城吉治糖業農産課長 含蜜糖について将来的なビジョンというのは、実際

今現在は持っていない状況ですが、まず経営安定させていくというところが大事だと考えていますので、今、J A工場さん、赤字というところがありますが、そういったのをどういったふうに改善していくほうがいいかというところで、今年度から経営関係のコンサルの事業も始めています。

今回令和7年度実態を把握していただいて、8年度からこういった改善策があるのかというのを検討していくこととしておりますので、そういった事業を活用しながら、含蜜糖事業者の製造事業者の経営安定に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○新垣淑豊委員 先ほど生産量の分で、ちょっと厳しいんじゃないかという話もありましたけど、実際やはりそのとおりですか。それとも、例えば製造物。いわゆる黒糖が値段を上げることというのも結構難しいと思うんですよ。この辺の改善の方法というのが、今どういうふうに考えられているのか教えていただければと思います。

○金城吉治糖業農産課長 詳細についてはまた、令和8年度からコンサルのほうと調整していくことになると思うんですが、基本的には製造コストがかかっているというのは、まず生産量が少ないというところで、製品当たりのコストがかかっているというところございますので、まず生産量を増やしていくということが大事だというふうに考えています。

一方、委員のおっしゃった黒糖の販売価格ですね。そういったところについては、やはり一定程度コストを反映させるような販売価格、取引も必要かなと考えていますので、そういったところはまた製造事業者とユーザーのほうともちょっと意見交換しながら進めていきたいと考えています。

○新垣淑豊委員 生産量を増やすということは、多分農地を広げるということになると思うんですけども、この農地の例えば休耕地があるとか、その小規模の離島に関して、そこはどういうふうになっているんでしょうか。

○馬場剛農政経済課長 お答えします。

今の耕作放棄地の利用拡大の話なんですけれども、県のほうで耕作放棄地の解消に係る支援としまして、再生費用を補助しているところです。

2分の1の再生費用に係る補助を行って、貸し借りに際して、この休耕地を利用する際に、この再生費を支援しているというような取組を行っているところです。

以上です。

○新垣淑豊委員 ここも多分、先ほどの離島の様々な物価の高騰とか、やはり輸送費の分があるものですから、その辺りの強化というものができないかどうか。今2分の1というお話がありましたけれども、例えば、そこをもう少しこの離島に関してのかさ増し、こういったものを行っていかなければ、もともとの単価が高いわけですね。

例えば、前からよく私も言われたのが、沖縄本島で100円ぐらいで買える建設資材が、やはり大東島に行くと、300円、400円しますよと。そこで既にもう4倍の価格になっているということで、その2分の1の負担をしていただいても、もう明らかに高いわけですよ。

なので、そういったところも、ぜひしっかりと検討いただきたいと思いますけれども、この点についてはいかがですか。

○馬場剛農林水産部農政経済課長 お答えします。

今のこの再生費用に係る補助としましては、今、離島も沖縄本島も一律で2分の1ということで補助させていただいているんですが、次年度からはですね、この離島、本島の区別ではなくて、いわゆる新規就農者に対して、2分の1から4分の3に補助は割増しで、新規就農認定を受けた方ということなんですけれども、その方に対しては、割増して再生費用の補助を行うということで取り組む予定としております。

以上です。

○新垣淑豊委員 そこはもう非常に素晴らしいことだと思うんですけども、やはり今やっている方々が、また、さらに意欲を持って広げるというところが、多分生産量を増やすにはすごい必要だというふうに思います。

新しい方というのは、なかなかやはり資金的な面であったりとか、ノウハウとかその辺がない状況、もしくはまだまだ未熟な方というのもいらっしゃると思いますが、もう既に就農されている方、これまでしっかりと取組をされている方というのは、さらなる拡大をすることで、やはり離島の所得を増やすという意味でも、ぜひその辺りを柔軟に対応していただけるように、拡充をしていただけたらと思いますけれども、部長いかがですか。

○武田真企画部長 少し農業分野のところで専門外ではあるんですけど、離島の産業の振興というのは、そこに住み続けるためにもやはり大変重要だと

思っております。

離島振興計画自体がその定住条件の整備、それから産業の振興、この2つを2本柱にしていますので、関係部局と連携しながら、その2つの実現に向けて取り組んでまいります。

○新垣淑豊委員 最後にですけれども、やはり離島に住むと、なかなか稼ぐ条件とか、稼げる内容というのが限られてきているというのが今の現状だと思います。

もちろん通信であったり、いろいろなものの活用で、今後変わっていく、変えなければいけないところもあると思いますけれども。

今の持っているものを最大限に生かして、それを増やしていかなければいけないですし、先ほど来お話にあるようにですね、やはり離島のものは高いんですよ。

我々が離島に行って御飯食べよう、ガソリン入れよう、そういったときでも高いというのは、もちろん皆さんも御存じだと思いますけれども。

けれども離島の方々がそれに対応できるほどの所得があるかということ、なかなかやはりないというのが現状だと思っています。

なので、今もう既にやっている方々の所得を増やしていくというのが、やはりその島の魅力につながる、島でも稼げるというところをぜひつくっていただければ、先ほど呉屋委員からも過疎の問題とかもありましたけれども、そこに定住をしようという方が増えると思いますので、決してこの新規の参入者だけではなくて、もう既存の方々、その人たちが島でも儲けられるからお前ら島に戻ってこいというふうに声掛けをしていただけることもできると思うので、ぜひそういったところを見ていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 49ページですね。離島児童生徒の大会参加に関する件ですが、補助が出ているということですからけれども、その補助の内容を具体的にちょっと教えていただけますか。

○遠越学保健体育課長 これまでも、離島から本島の大会ですとか、県外大会

に参加する生徒への補助を行ってまいりましたが、令和8年4月から沖縄県部活動大会参加支援基金を積み立てまして、予算額としては、令和8年度に1億4000万円を予定しているところであります。

具体的な補助額ですが、1人当たり宮古地区から本島大会に参加する場合に1万2000円、八重山地区からの場合が1万3000円、久米島地区からは9000円といった内容になっております。

○下地康教委員 これは沖縄本島にということですよ。

例えば全国大会に行く場合はどのようになっていますかね。

○遠越学保健体育課長 九州大会、全国大会に参加する際にも補助の対象となっておりますが、九州大会の場合は2万6000円、全国大会は地域によっても異なりますが、例えば関東地区であれば3万3000円。近畿地区であれば2万9000円といった内容になっております。

○下地康教委員 これはこの旅費というんですか、交通費、宿泊費も合わせて何割というような考え方がありますか。

○遠越学保健体育課長 この積算ですが航空運賃の3分の1相当、それからそれにプラスして、宿泊費、これも3分の1程度というふうに考えておりますが、本島内であれば1泊につき3000円、県外については5000円、この宿泊費につきましては2泊を上限に積算した金額ということになっております。

○下地康教委員 それで、これ実際に補助を受ける対象者というのは、これ申請して、市町村から実際受ける形になりますかね。

○遠越学保健体育課長 申請につきましては、各学校のほうから、あるいはクラブチームからということになります。

中学校体育連盟であつたり、高等学校体育連盟といったところに対する補助をして、そこからの支援という形になりますので、申請は中体連、高体連といった団体になります。

○下地康教委員 実際その費用が市町村から支給されるという形なんですか。

○遠越学保健体育課長 個人に支給されるのはまず学校からで、学校として出

場する場合には学校から連盟のほうに申請をします。

連盟のほうから学校にその金額が人数分下りてきますので、そこから本人にという形になります。

○下地康教委員 これ例えば実際その大会に参加した後に、その金額が支給されるという考え方でしょうか。

○遠越学保健体育課長 実際に支給されるのは、大会に参加した後になる見込みであります。

○下地康教委員 やはり父兄の方は、子どもたちを育てるという意味では、かなり経費もかかります。やはり生活の中での負担もあると思いますね。

大会に参加して後に支給されるという形になりますけれども、これ大体どのぐらいかかるんですか、日数といいますか、支給されるまで。

○遠越学保健体育課長 現在行われている状況ですと、各学校の中にある、派遣費という予算の中から、一旦、出発する前に実際に生徒に支給をする。

その後に、そこに対して県の補助が団体を通して学校に下りてくるという形になりますので、実際にその出発前に負担する金額というのはそれぞれちよつと大会の規模であるとか、学校によって異なりますが、ある程度学校のほうで立て替えて支払いをするということも可能で、現在そのような状況になっております。

○下地康教委員 学校のほうで立替えが可能だというふうに今答弁いただいたんですけれども、これはやはり学校によるものでもありますよね。

その辺りはどう考えていますか。

○遠越学保健体育課長 各学校においてP T A予算等で派遣費というのを徴収して、その中から大会に参加する生徒に対しての補助を行っておりますので、その中である程度の金額は、一旦立替えということができているというふうに認識しております。

○下地康教委員 具体的に申し上げれば、要するに補助されている金額というのが、父兄の負担にならないような形で届いているかというところなんですね。

それはしっかりと県のほうでは確認をしていますかということですね。

○遠越学保健体育課長 先ほど申し上げたとおりになってしまうんですが、一旦学校のほうで負担をしてという学校がほとんどだというふうに思っておりますので、それから市町村における補助に関しては、これはまた市町村によって違いがあると思います。

大会から帰ってきてから、補助金が下りる場合もあると思いますので、市町村あるいは学校によって様々な部分はあると思いますが、可能な限り前もって保護者が支払う金額が少なくなるように、例えば高体連、中体連からの補助金に関しても、早くその補助金が行き渡るような形を取っていきたいというふうに思います。

○下地康教委員 要するに私が申し上げたいのは、この県の補助というのがしっかりと早目に、父兄に届いているかというところなんですね。

そういう意味では、県のほうも補助をする場合の指導というものを学校のほうにしていただければなというふうに考えております。

次の質問に移ります。

17ページの離島における廃棄物の問題ですけれども、離島廃棄物の処理促進事業、その中であわせ処理というのがありますけれども、その辺りは実績というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○與那嶺正人環境部環境整備課長 お答えいたします。

今現在ですね、あわせ処理を行っている市町村は、宮古島市、久米島町、多良間村、粟国村ということで4市町村があわせ処理を行っておりまして、農業用の廃ビニールなどを、合わせて市町村が処理しているという状況になっております。

以上です。

○下地康教委員 この事業、実際今稼働しているというふうに思いますけれども、その稼働状況、課題であったりとか、問題点とか、そういったものはありますでしょうか。それは把握していますか。

○與那嶺正人環境部環境整備課長 あわせ処理の事業につきましては、過去に行っていた実証試験が事業になっておりまして、その後ですね、その結果を水平展開するため各市町村に推進しているということになっておりまして、今現

在その事業を行っているということではありません。

以上です。

○下地康教委員 これ県が補助をして実証実験という形で始まったんですけれども、その後のこの事業の継続といいますか、そういった状況はどうなっていますか。

○與那嶺正人環境部環境整備課長 お答えいたします。

その際に導入した小型焼却炉などですね、それについて、引き続き市町村に使っていただいているという状況になっております。

以上です。

○下地康教委員 その後の実績等、市町村の処理状況、処理量そういったものの数字とかは把握されているのでしょうか。

○與那嶺正人環境部環境整備課長 一部、多良間村で聞き取りした結果等ありますけれど、基本的には、全体には聞き取りは行っていないという状況になっております。

以上です。

○下地康教委員 実証実験でスタートさせたというところでありましてけれども、それが継続的にその効果を発現していくという意味では、やはり県としてはそれなりの支援事業、そういったものをやっていく必要があると思いますけれども。

そういった支援事業、実装事業ですかね、そういったものはどうなっていますか。

○與那嶺正人環境部環境整備課長 今は後継事業としてソフト交付金を使った事業がありますけれども、それで伊是名村で、一般廃棄物の処理を支援するためプラスチックをリサイクルするという事業ですけれども、そういったほうにちょっと方針転換してまして、一般廃棄物の処理を支援するような事業を後継で行っているところです。

以上です。

○下地康教委員 私が確認したいのは、これまでやってきたあわせ処理の稼働

の状況ですよ。それがしっかりとされているのか、またその辺における支援措置というのはあるのかないのか、どうなっているのかということですね。

○與那嶺正人環境部環境整備課長 おっしゃるように、その後の量を把握するというのも必要かというふうに、今、御指摘されて考えたところです。

次の展開を考える上でもですね、そういったところを把握していきたいと思っています。

このあわせ処理の支援策については、今政策提言でも項目として入れていまして、今あわせ処理をする場合の産業廃棄物を処理する分については、国の施設整備の補助金の対象外になりますので、そこを合わせて支援できないかと国に政策提言を上げるということで、今検討しているところですので、そういったものをベースに、また引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○下地康教委員 この実証実験というのが、非常に地方自治体ではやりづらいといえますか、要するに最初飛びつくんですけれども、それをやってみてその後の補助金であるとか支援事業がなかなか当てはまらないというところで、その事業そのものがストップしてしまう場合が多々あるんですね。

それをやはり、地元の市町村と本当にこの事業を継続していくのか、また継続する必要があるのかというものをしっかりと議論をして、継続する必要があるとするならば、さらに新たな支援を取り込んでいくというようなことが大事だというふうに思いますけれども、いかがですか。

○與那嶺正人環境部環境整備課長 おっしゃるとおり重要なことだと考えます。

先ほど言った後継事業で一般廃棄物のリサイクル率を上げるための事業を行っているんですけれども、そこに各市町村の担当者も毎回検討委員会に参加いただいて、意見を吸い上げるという機会を持っていますので、そういったところから意見を反映させるような今後の展開を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○下地康教委員 この実証事業ですね、ぜひ、市町村から見れば、はしごを外されたような状況にもなりかねませんので、その辺りを十分注意をしながら進

めていただければというふうに思います。

以上です。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時20分再開

○當間盛夫委員長 再開いたします。

午前に引き続き、沖縄県の振興発展に関する陳情に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員 新里委員のものと関連しますけれども、14ページの離島出身の進学についての陳情について伺いたいと思います。

この処理概要では、ちょっとこの支援の実態というものがよく理解できないので、今県として実施している支援事業の説明について伺いたいと思います。

○松堂徳明総務私学課長 お答えいたします。

高等教育の修学支援制度ですが、これにつきましては国のほうで令和2年度から制度が開始されておりまして、低所得世帯の者が経済的理由により、大学等への進学を断念することがないように、授業料及び入学金の減免並びに給付型奨学金の支援、支給が合わせて行われるものとなっております。

具体的には、授業料及び入学金の減免につきましては、在学等に係る支援は国が実施しております。

また、公私立の専門学校に係る支援につきましては、都道府県が行うこととされております。

さらに給付型奨学金につきましては、日本学生支援機構が行うこととされておりまして、令和7年度の私立専門学校に通う学生に対する県の支援は3504人に対して約18億4400万円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 授業料等減免事業並びに給付型奨学金の支給について、この陳情で求められている離島出身者の学生に対しての支援実績についてお答えできればお願いいたします。

○松堂徳明総務私学課長 お答えいたします。

令和7年度における離島出身で専門学校に通う学生に対する県の支援につきましては、188人に対して約1億1100万円を見込んでいただいております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 この給付型奨学金の部分についての実績というものは、県は把握されていますか。

○松堂徳明総務私学課長 お答えいたします。

日本学生支援機構が実施しております給付型奨学金につきまして、機構のほうに確認したところ、令和6年度の実績として、学校所在地が沖縄県にある大学、短大、専門学校等に在籍している生徒7186人に対して、27億9896万8000円を支給していると聞いております。

なお、この日本学生支援機構に確認したところ、離島出身者としての集計等は行っていないということでした。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

このあくまでも全体的な支援ということだと理解するんですけれども。

この陳情で求められている離島出身生徒の進学に関する支援ということには、なかなか十分応えられていないようにも感じているところなんですけれども、この県としての認識と、この離島出身生徒への支援の拡充について、見解があれば伺いたいと思います。

○松堂徳明総務私学課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、この高等教育の修学支援制度につきましては、特に離島に特化した支援とはなっているところではございません。

しかしながら、日本学生支援機構が実施しております給付型奨学金につきましては、例えば自宅からの通学の場合と、自宅外からの通学の場合によって、支給額が異なるなどの違いがございます。

例えば私立専門学校に通学する場合で、自宅から通学した場合には最大年額46万円、また自宅外からの通学となりますと91万円との給付となり、例えば離島から本島に出た場合の自宅外からの通学となりますと、約45万円手厚い

支援となることになっております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　少し観点が変わりますけれども、今、この県内でも県外でもいいんですけれども、大学や専門学校等の授業が、離島地域でサテライトで受けられるといったような、このモデル的なものでもいいんですけれども、展開しているケースはあるのか、あるいは県としてこれから政策的に進めていくような見解はあるのか伺います。

○松堂徳明総務私学課長　お答えいたします。

現在県として、特にモデル的に進めている支援というのはございませんが、例えば県内離島に専修学校や大学等の新たな高等教育機関の設置要望等があれば、県としても各市町村の関係機関には情報共有していきたいと考えております。

例えば、新たな専門学校の設置認可申請につきましては、県が専修学校設置基準等、あるいは沖縄県私立専修学校各種学校の認可に関する審査基準などにより、教育課程や、教員、施設整備、そういったものを審査した上で、審査基準に合致した場合には認可を行うこととなります。

また一方で、新たな大学等の設置認可申請につきましては、これは国が所管ということで文部科学省が定める大学設置基準等により、教育課程とか、様々な部分を審査した上で、こちら審査基準に合致した場合には、認可されることとなりますので、こちらは専修学校、大学、それぞれ所管が違いますが、連携しながらそういったニーズがあれば、検討して取り組んでいきたいと考えてます。

○瑞慶覧長風委員　ありがとうございました。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。

山里将雄委員。

○山里将雄委員　1つだけなんですけれども、38ページですね。それと43、44ページと3つの陳情が出ていますけれども。

伊平屋・伊是名架橋の件について少し確認をしたいと思います。

これについてはですね、今回処理概要の更新はないんですけれども、今の現状としてはどういうふうになっておりますか。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

県としましては伊平屋・伊是名架橋につきましては、平成27年度から検討に着手しておりまして、令和5年度までに現地の調査を終えたところでございます。

それから令和6年度に、その調査結果を取りまとめている状況でございます。

以上です。

○山里将雄委員 そうですね。そこまでは理解しているんですけども、それから、全く今動いていないという状況なんですよ。さっきも言った処理概要の変更もないし、いわゆる構想調査段階からなかなか前に進んでいないというのが今の現状なんですね。

ところで令和8年度予算には、これに関する予算はどうなっていますか。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

令和8年度予算につきましては、この伊平屋・伊是名架橋についての予算は計上してございません。

以上です。

○山里将雄委員 計上してないと。

これまでやってきた調査も令和8年度はやらないということになるということなんですよ。

これがですね、県としてはもちろん当然、今後もいわゆるそれに向けては取り組んでいくという立場ということで理解していいですか。

○砂辺秀樹道路街路課長 県としましても、今までの調査の中で、やはり費用便益比が非常に低いという結果が出ておりまして、ちょっと事業化に対して非常に厳しい状況ということは結果を出しているんですが、今後は費用便益向上に資する取組だとか、社会状況の変化等に注視していく必要があるというふうに考えてございます。

○山里将雄委員 これまでずっと言われたこのいわゆるビー・バイ・シー、費用便益ですよ、これが低いということが一番の弊害となっていると思うんですけど、その理解でいいですか。

ほかにもいろいろあると思うんですけども、今一番の課題としては、何と考えますか。

○砂辺秀樹道路街路課長 やはり一番の課題は事業費が非常に高額になると。この現場の水域が、水深が深いというような状況が確認できましたので、それにより費用が非常に高くなると。それに伴ってビー・バイ・シーのほうも低くなるというふうな結果が出ております。

なので、一番の課題は、やはり事業費が高いということというふうに考えてございます。

○山里将雄委員 これは令和4年だったと思いますけれども、伊是名・伊平屋架橋技術検討委員会というのを県で立ち上げていますよね。

今これはどんな状況になっているんですか。

○砂辺秀樹道路街路課長 今現在、検討会は設置してございません。

○山里将雄委員 なかなかもう今、取組はほとんど行っていないような状況があるようなんですけれども。

先ほど言っていたんですけれども、潮流が早いとか、あるいは水深が深いとか、海底の支持層も深いところにあるとかもあったんですかね。

そういう課題があったとしても、やはりビー・バイ・シーだと思うんですね、一番の課題はね。それで今このような状況になっているということなんです。

皆さんの処理概要を見ますと、調査した結果として事業化の可能性は厳しいという状況というふうに判断しています。

それから、その件については、伊平屋、伊是名の皆さんにも一定の理解は得られたと認識しているというようなことが書かれているんですけども、実は北部のほうでは、北部振興会とか北部町村会、それから名護東道路整備促進期成会ですかね、そういうところが主催して、毎年これを行っているんですけど、今年も4月16日に行われるんですけれども、北部地域の道路網の整備促進、並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会、これが行われるんですね。私も今回も参加しますけれども。

今のような状況にあっても、やはり伊是名・伊平屋の皆さんもそれをやはり非常に望んでいらっしゃる、希望している、進めてほしいという思いがあるんですね。

この大会はこれまでも開かれていますから。これの後は、いわゆる決議。この決議の中には伊平屋－伊是名間の離島架橋の早期実現、事業化に関する特別要請というのも入っていますので、県のほうにも来ると思うし、これまでも来たと思うんですけども、その辺はどうですか。実際に対応していますか。

○砂辺秀樹道路街路課長 今、そちらからの要望が来ているかどうか、すみません、認識しておりませんが、我々としましては、昨年度も北部市町村との行政懇談会におきまして、伊是名村と意見交換を行っておりまして、引き続き県としては社会情勢の変化等に注視していく旨の回答はいたしてございます。

以上です。

○山里将雄委員 この処理概要でもそう書いていますね。最後のほうでは便益向上にする両村の取組や社会情勢の変化等に注視していくというふうになっていますけれども、現実的には今予算もついてないし、この検討会議も開かれていないということで、全くその件についての取組がされていないというような印象なんですけれども。

この調査のときの費用便益、これ幾らでしたか。ビー・バイ・シーは。

○砂辺秀樹道路街路課長 費用便益につきましては、0.09程度と試算してございます。

○山里将雄委員 これ0.1前後なんですよね。

1.0以上ないとなかなか事業ができないと思います。

県で独自でできるのであればいいけれど、どうしてもね、これだけの大きな事業となると国の補助が必要なので、国としてはその1.0が必要だということを言っている。

これは非常に理解はしているんですけども、あまりにも費用便益が低い0.1とか、今0.09と言っていましたか。

これ、0.8とか0.9であれば、何とかそれをクリアできるように努力もできると思うんですけども、あまりにも開きがありすぎる。

皆さん、この費用便益を上げるために、何とかこの少しでも近づけるためにどんな努力をこれまでなさっていますか。

○砂辺秀樹道路街路課長 先ほどもちょっとお話しましたが、事業費をコスト縮減等々図れないかというふうなことも検討はしてはいるんですが、それでも

なかなか厳しい状況でして、やはりこの便益上げるためには、例えば交通量を上げるとか、そういうことも必要になろうかと思っています。

交通量を上げるためには利用者が増える、利用者が増えるということは例えば村の人口が増えるとか、観光客が増えるとか、そういうふうなことも考えられるのかなというふうには考えてございます。

○山里将雄委員 言ったようにあまりにも開きがあるので、なかなか一朝一夕にはいけないと思うんですけれども。

前に、県議会の誰の質疑だったかちょっと覚えていないんですけれども、いわゆるこの可視の利便性等々だけではなくて、この医療体制とか、これは防災の面で、その必要性などでこれ金銭で計れない部分についても、この費用便益に含めて上げていくというか必要じゃないかという質問があったと覚えてます。

それに対しても、それを含めてもやはり全然足りないんだというような答弁だったんですね。

当然、費用便益を上げるということは非常に難しいというふうに思うんですよ。

だったらもうそれは、なんかやはり違うアプローチをしないと、これは本当にそのままもう構想の状態の中で消えていってしまうと思うんですね。

やはりその視点を変えていく、架橋が無理であれば、それに代わるものが何ができるのかということを検討していく、もうその段階に来ているんじゃないかと思うんですね。

空港の件もありますよね。伊平屋空港との関連性とかも含めて、架橋だけではなくて、両島間のいわゆるこれも海上になるんでしょうね。そういった利便性を高めていく、海上タクシーとかいうものもあるんですかね。そういったものを県が運行していく、あるいは支援していくというような、そういう形も取っていかないと、この両島の皆さんが望んでいらっしゃる、なかなか振興にはつながらないと、いつまでたってもというふう思うんです。

そういうこと、そういう視点での取組についてはどうでしょうかね。

○砂辺秀樹道路街路課長 我々はですね今、道路の架橋ということでの検討ということで、すみません。

その検討についてはちょっと、答弁は……。

○山里将雄委員 担当が違うということですが、それはそれで県ですか

ら。県が一つとして、そういった連携も取っていただいて、検討もしていただきたいなと思います。

とにかくさっきも言ったとおり、伊是名・伊平屋の皆さんがまだそれを諦めているわけではありませんので、やはりそれを切望しているという状況もありますので、もうこれでこの件については終わったというふうなことになるように、ぜひ今後でも取り組んでもらいたいなと思います。

よろしくお願いします。

以上です。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

瀬長美佐雄委員。

○**瀬長美佐雄委員** よろしくをお願いします。

令和6年陳情第114号の2、配合飼料、肥料等畜産資材の離島格差緩和のための輸送費の補助をすること。

それに対する対処方針で、令和7年11月に、配合飼料価格安定制度の見直し、畜産経営安定対策等について関係団体とともに国に要請を行ったということで、その要請の内容について伺います。

○**真喜志修畜産課長** お答えします。

畜産農家の経営安定を図るため、令和7年11月に、配合飼料価格安定制度の見直しや、畜産生産基盤強化対策、畜産経営安定対策等について、関係団体とともに国へ要請を行ったところであります。

具体的な要請の概要になりますが、先ほど話しました配合飼料価格安定制度の見直しと予算確保について。2つ目に畜産生産基盤強化対策について。3つ目に畜産経営安定対策について。4つ目に獣医師確保に向けた支援の継続と予算確保について。この4つについて要望してまいりました。

以上です。

○**瀬長美佐雄委員** その要望はかなったということなのか、状況を伺います。

○**真喜志修畜産課長** 配合飼料価格安定制度の見直しについてですが、国の配合飼料価格安定制度については、令和5年第4四半期から発動していない状況です。

それを受けて関係団体とともに、国へ制度の見直し等について要請をしてい

るところですが、これまでもまだ発動してない状況が続いております。

このため県では独自で配合飼料価格への支援をしているところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 令和5年の四半期ということは1月からかなと思います。この間、国の制度として発動していなくて、それを県がカバーするという形だと思いますが、どれぐらいの予算対応しているのか伺います。

○真喜志修畜産課長 県では独自の支援として、配合飼料価格安定に対して、令和4年度から6年度まで飼料価格高騰対策として、約36億5000万円を予算措置してきたところであります。

また、令和7年度当初予算においても、約11億8000万円を措置しているところです。

さらに継続した支援を実施するため、令和7年11月議会において、重点支援地方交付金を活用し、補正予算12億8000万円を措置したところであります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

国が制度設計、見直さないという点で、本当に早急な改善対策してほしいと思いますが、あと処理概要で、離島地域における経営分析、これに係る質問をしますが、損益計算で今子牛価格が高くなってきましたと、70万、80万で売れると。それでいうと、損益でいうと十数万は黒字になるというのが、損益勘定というか分岐点で、そういった指標があると委員会で答えておりましたが、それを聞いた畜産農家はそんな利益なんて上がらないということで、違和感を持ったと。

ですから聞きたいのは、離島における経営と、沖縄島でいったら、沖縄島の中でも北部、中部、南部で経営の規模が違います。

それに伴って、それぞれの圏域ごとで幾らでとんとんなのか、幾らで赤字になるのかという基準点というのは、しっかり調査を踏まえた形で、地域に応じた損益分岐の額を明らかにする。それから下回ったときには国の制度がまた発動できるように、補填をするという実態に合った制度に変えないと畜産農家の努力は報われない、というよりもそれぞれ違う形態の中で、この額に届かないという点で支援が受けられないとか、補填もできないというか様々な制度から

漏れる可能性がある。

ですからこの5年間で、今後対策するという中でいうと、しっかりとそこら辺の手だても支援のためにも、実態に合った調査をするという方向性で頑張っていたきたいのですが。

お願いします。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

まず、肉用子牛価格安定対策の部分で、まず全体的な部分少しお答えしますが、令和5年度から6年度にかけて子牛価格が大変下落しまして、そのときに国の補給金制度、県の補給金制度、合わせて約41億5000万円の支援を行っているところです。

現在、最近の競り価格は上昇傾向にあり、直近の2月、3月は80万円を超えている状況です。

先ほど委員のほうからありました、子牛の生産費の損益分岐点に関してなんですが、これの試算については、県の経営技術指標を現在の生産費や、収益等を当てはめてですね、現状反映版として、子牛1頭当たりの生産費を試算したものになります。

それでいくとその損益分岐点の生産費が約56万3000円というふうに試算され、令和7年12月競りの平均価格73万円で行くと、約17万円の所得がありますよというふうなことを示しているものであります。

ただ、畜産農家の経営についてはそれぞれ個々の事情もあります。それから地域によって競りの価格の差があったりしますので、その部分については、地域の肉用牛再興プランを定めているわけですが、地域の再興協議会の中で、また地域にあったこの経営体というのをしっかり調査して、そういった現状分析しながら各地域に合った、そういった課題を解決するための支援というのを、さらにまた検討していければと考えています。

○瀬長美佐雄委員 配合飼料の県独自の補填であったり、今いう価格差額の補填四十数億という点で、全体として100億超える努力が畜産農家には注がれているという点は評価します。

あとやはり餌の自給率を高めると、外国輸入に頼るという構造転換を今図っていると思いますが、粗飼料の自給率というのは圏域ごとにどうなっているのか、もし分かるのであれば伺います。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

本県では、温暖な気候を生かした自給粗飼料の生産が盛んな県であります。
本県における粗飼料の自給率については、令和6年度において86.1%となっております。

粗飼料自給率の向上に向け草地基盤整備や機械の導入等に取り組んでいるところであります。

特に八重山や宮古地域など、草地基盤整備が進んだことで作付面積も増加し、粗飼料自給率についても高くなっております。

引き続き、畜産担い手育成総合整備事業等によりですね、離島地域の草地面積の拡大を図り、県内粗飼料自給率の向上に努めてまいります。

ちなみに宮古地域で約105%、八重山地域で96.5%というふうな粗飼料自給率になっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 沖縄島でいうと分かりますか。

○真喜志修畜産課長 答えします。

本島近辺の周辺離島も含めて70%というふうに試算しております。

○瀬長美佐雄委員 分かりました。

ありがとうございました。

次に、48ページになります。

陳情第72号の5、15項目、離島の児童生徒の派遣に関して、新たな対処方針が示されています。

ここでいう令和6年度からは、クラウドファンディングふるさと納税でも資金を集めています。

このクラウドファンディングについてどのぐらい集まっているのかと、このクラウドファンディングと、新たに基金を設置するということとの事業の関連性で、どういう連結をするのか伺います。

○遠越学保健体育課長 令和6年度からクラウドファンディングを実施して支援をいただいているところではありますが、令和6年度の実績額として214万552円。令和7年度が144万7000円の寄附をいただいたところであります。

派遣費の補助予算といたしましては、それと合わせた形で令和6年度が約3800万円、令和7年度は約4000万円となっております。

経済的負担がさらにあるということで、この支援を拡充するというところで今

回基金を設置しました。

令和8年度の予算額としては、約1億4000万円を予定しているところであり
ます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 関連性というのは、要するにクラウドファンディングは続
けて、そこから集まったのはこの基金に入れるという関係性なのか、全く別
建てという組立てなのか、そこを確認したいと思います。

○遠越学保健体育課長 クラウドファンディングにつきましては2年間を実施
をしてきたところではありますが、今回基金を設置しましたので、今後クラウド
ファンディングを継続していくかにつきましては、また検討して継続する場合
にはこの基金に積み立てていくという形になります。

○瀬長美佐雄委員 先ほど実績で3000万とか4000万というのがありました。

これは直近という派遣費の補助としての実績という理解でいいのか、伺いま
す。

○遠越学保健体育課長 派遣費の補助といたしまして、令和6年度が約
3800万、令和7年度が約4000万円となっております、近年同等の予算で推
移しているところでありました。

○瀬長美佐雄委員 あと、こういう大会、県大会、全国大会というのがメイン
になって、そのほかの付随する児童生徒のある意味で、発表の機会とか派遣す
るという点で、派遣費が制度上対応できないという状況も、ケースとしてある
のかないのか、実態としてどんな認識なのか伺います。

○遠越学保健体育課長 今回支援対象となっております県高体連とか、県中体
連等の主催する大会以外にも、多くの大会があるという状況はあります。

ただそれらを対象とした場合、やはり学校における補助申請等の事務手続が
煩雑になるということでもありますとか、それぞれの大会の適性であったり、規
模、そういったことを判断していくという課題もありますので、令和8年度ま
ずスタートをする部活動大会参加支援基金をやりながら、こういった形で拡充
をできるのかということをしつかりと研究してまいりたいというふうに考えて
おります。

○瀬長美佐雄委員 実態としては、支援ができなくて、自己負担であったりという状況だというふうな認識も伺いました。

それで文化観光スポーツの部分で、文化芸術振興基金というのが今年度始まっていますが、知事が議会で答弁されたのは、ダンスとか演劇とかバンドとか、いわゆる文化に係るそういった大会なり、それに対する派遣なりというのを検討したいとありました。

教育サイドと、児童生徒なので、学校にいらっしゃる児童生徒が、そういった文化系の派遣費用の支援を求めるという状況があるかと思いますので、連携をしっかりとやって、こういった教育委員会ではないけれども、文化観光スポーツの部分で支援が受けられると、そういった制度設計がかなったのであれば、それもしっかりと学校現場から周知するという取組があればなと思います。が、それについての対処方針を伺います。

○米須薫子参事兼文化財課長 お答えいたします。

文化部活動については、部活動として行っている場合はもちろん今回設置する大会参加支援基金で賄いますが、それ以外の地域の活動であったり小学生の活動に対しては、今後文化観光スポーツ部のほうと連携して研究してまいりたいというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、沖縄県の振興発展に関することに係る陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、鉄軌道を含む公共交通ネットワークの整備拡充に関することに係る陳

情令和6年第52号外14件を議題といたします。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

武田真企画部長。

○武田真企画部長 それでは、企画部関係の陳情処理概要について、御説明いたします。

説明資料の2ページ陳情一覧表を御覧ください。

企画部関係の陳情は、継続陳情が15件となっております。

継続陳情のうち方針の変更があった箇所について、御説明させていただきます。

15ページをお願いします。

陳情令和7年第18号沖縄バス系統番号77番（名護東線）減便及びルート変更に係る緊急支援を求める陳情について、御説明いたします。

処理概要の欄の7行目を御覧ください。

「同協議会で協議した結果、平日夜間のバス運行については、県及び4市町村が連携し、道路運送法に基づく実証事業（1年間）として、令和8年度も継続することが決定されております。

引き続き、同協議会においては、名護東線の維持や今後の夜間の移動手段の確保、地域公共交通の充実化等に向けて協議することとしております。」

企画部関係の説明は以上でございます。

○當間盛夫委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員 まず6ページからお願いいたします。

この新たな公共交通ネットワークの構築に向けて公共交通機関の拡充を求める陳情ですけれども、今、県として次世代交通ビジョンの策定に取り組んでいるところだと思いますけれども、県民、あるいは有識者からどのような意見が寄せられているか伺います。

○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長 お答えいたします。

今回次世代交通ビジョンで、県民からの御意見ということでオープンハウスなどを実施して御意見のほうをいただいたところです。

その中でも、今後県民の方が望む将来像というところでお聞きしたところでも、やはり日々の生活の中で、病院であったり、買物などで生活するために必要な移動の確保については、大切にしていきたいであったり、また、新しいことを学ぶことであったり、行きたい学校に行くとか、自由にこういった自己実現に向けた移動をという選択をできるようなことを大切にしたいなどといったような御意見がありました。

あと有識者からの御意見として、去る2月に有識者会議を実施したところですが、こういった県民の御意見をいただいたところで、この県民が望む将来像というところを、今、取りまとめて骨子案として検討しているところですが、そちらについて有識者の方にも御意見を伺ったところ、少し未来像について、抽象的な書き方がございましたので、その辺をもっと具体的に、未来像が分かりやすいような形でできるようにとか、そういった御意見をいただいたところです。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

この基幹軸として南北の鉄軌道というのは具体的にルートのなものも、那覇一名護間というのは示されているところですが、

フィーダー交通の具体的なルート案についても、しっかりと示していく必要があると思っています。

庁内における検討状況を伺います。

○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長 鉄軌道と有機的に結ぶこのフィーダー交通についても、今調査、検討を進めているところではございます。

令和6年度から7年度にかけて、この鉄軌道と各地域、地方を結ぶような、効率的なネットワークというのがどういったものがあるかというところを、後方の路線であったり、この圏域ごとにどういったネットワークを持ったほうがいいのかというところを、今調査を実施しているところでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 調査を実施して、どの時期からこの議論に入っていくのか。

そしてまた市町村も関連しますので、市町村からの意見聴取等も併せて、どのようなスケジュールで行われていくか伺います。

○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長 鉄軌道を結ぶフィーダー交通については、今まだ導入可能性の調査というところの段階でございますので、ちょっとまた市町村との意見交換というところについては、少し時間が必要かなというところはございます。

ただそれ以外でも、今圏域別の市町村との交通会議というのを実施しております。その中でも、市町村が求めるような公共交通のネットワークがどういったものがあるかというところは、意見聴取をしているところでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 フィーダー交通の整備の事業着手というか、その目標年度的なものがありますか。

今、総合交通戦略が令和8年度、令和9年度辺りで策定していくということだと思っておりますけれども、その辺りいかがですか。

○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長 フィーダー交通の実現に向けての取組ということですが、今、次世代交通ビジョン沖縄を取りまとめているところでございまして、その中で将来像の構築ということで今年度は実施しておりますが、来年度には、地域における交通の在り方であったり、交通のこの取組の方向性などというの、県民と議論していく予定としておりますので、そういったところでも、県民の意見も取り上げながら、その辺も取りまとめていきたいと思っております。

ちょっとまだどういったスケジュールになるかというのは、そういった県民との意見交換の中で出てくるかと思っておりますので、その辺を踏まえて考えていきたいと思っております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 事業化のめどというか、県民に対しても実現性みたいなところを示していくことが非常に大事だというふうに思っております。

基幹軸の南北の鉄軌道の導入というところが重要になってくると思うんですが、最後部長にこの鉄軌道について事業化する目標年度と道筋について、どのように考えているか伺いたいと思います。

○武田真企画部長 鉄軌道については御承知のとおり構想段階という形で県のほうでまとめて、それを計画段階に持っていくため、国にお願いをしている

と。

それに上げるためには国のほうからビー・バイ・シーとか採算性が課題であるというふうな指摘を受けていて、ビー・バイ・シーについては、去年、おとしという形でその項目の洗い直しをして、今年度はその新たなビー・バイ・シーを算定するためのモデルを構築しました。

来年度その新たなビー・バイ・シーを回していったって、新たな数値をもってまだ国に強力に働きかけていきたいと思っております。

その計画段階に上がったとしても、様々な免許だったり、いわゆるその環境問題だったり、実際に事業化——計画段階に上がったとしても、実際の工事の着手まで10年ぐらいかかると言われています。

工事を実際始めるにしても、またそれがまた10年という話になっておりますので、今明確にその時期を明示することは非常に困難であります。

ただ、県としては、できるだけ早くという思いでもって国に今要望しているところです。

○瑞慶覧長風委員 ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

次に、17ページの68号の2について伺います。

この公共交通機関の充実ということで、バス停の上屋を整備し、バスを待っている人に優しい停留所をつくることも、陳情では求められているところです。

今、沖縄県地域の生活路線もそうですけれども、観光地におけるバス停の上屋整備にも課題があると思っております。

南部地域では重要な観光地であるおきなわワールドより、玉泉洞前のバス停の上屋設置について長年にわたる要望がされているところでありますけれども、整備に向けた財源確保と整備主体ですね、どのように整理されているか伺います。

○新城裕也交通政策課班長 お答えいたします。

観光客が多く訪れる施設のバス停の環境整備というものは、観光振興の観点から重要と考えております。

今、委員からお話のあったおきなわワールド前のバス停につきましては、多くの観光客が利用している状況であると聞いております。

御指摘のバス停についてですけれども、歩道の幅員が狭く、上屋を設置できる基準的にちょっと厳しいという状況にあるというふうに聞いております。

どのような形で対応できるのかというのを関係者と相談しながら対応を検討

していく必要があると思います。

整備の主体につきましては、基本的にはバス事業者がバス利用者の利便性向上を図るために、道路占用を受けて設置することが基本となりますし、道路管理上必要なものであれば、道路附属物だとか、あとは市町村や民間の事業者で、市民サービスや顧客のサービス向上のために、道路占用を受けて設置するようなパターンもございます。

そういった、こういった方法で可能なのか、そういったところを検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 検討していく必要があると思いますという答弁なんですけれども、昨年末に要請させていただいています。私も同席しました。

その後どういう議論をして、どういう検討して、どういうふうに進めようとしているのかお答えいただけますか。

○新城裕也交通政策課班長 先ほど委員からもありましたように、過去からの課題になっているということで、我々としてはまずこれまでの経緯をちょっと整理させて、お調べいたしました。

過去に琉球バス、そちらのバス停は琉球バスが通って、使っているんですけれども、琉球バスさんからも、この上屋整備の要請があったような経緯も確認しております。

ただこの場合もやはり歩道の幅員が狭いというところが今ネックになっていて、また一方でその拡幅ができるかという、いろいろ土地の所有などの問題もあるようです。

こういったところが、ちょっと簡単に解決の道筋が難しい部分もございますが、引き続き道路管理者も含め、また観光も含めて対応を検討していけないかなというふうに考えております。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

県が主体となって、ぜひ課題解決ですね、上屋整備に御尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

この以前に、この全体的なバス停の上屋整備について、質疑した際に財源の確保ということが課題に挙げられていたかと思っております。

こういった、沖縄ワールドもそうですけれども、この主要観光地のバス停の上屋整備ということについて、観光２次交通も推進していく県の立場もあるこ

とから、この観光振興の観点において、宿泊税の活用ということも考えられるのかなというふうに思っておりますけれども、見解があればお伺いします。

○平良秀春交通政策課長 観光地のバス停上屋も含めて利便性向上は非常に重要だと考えておまして、今年度までは企画部と文化観光スポーツ部で観光２次交通と生活バス路線と、そういったまた役割分担も踏まえながらいろいろ意見交換したところでございますけれども、令和８年度からは、新たに交通戦略推進課というものができます。

こちらのほうに、路線バス関係の観光２次交通は集約する形になりますので、こういったものと一体的にやりながら、観光、宿泊税も含めていろいろな財源を確保して、観光地、それに限らずバス停の上屋、必要なところから順次整備できるように、いろいろ財源の確保に向けて検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

○當間盛夫委員長 よろしいですか。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部より、答弁の訂正の申出があった。）

○當間盛夫委員長 再開いたします。

先ほど、瀬長委員の質疑に対する答弁で教育庁保健体育課長から答弁を訂正したいとの申し出がありましたので発言を許します。

遠越学保健体育課長。

○遠越学保健体育課長 申し訳ありません。

先ほど部活動大会参加支援基金について瀬長委員からの御質問で、クラウドファンディング型ふるさと納税との関連性についてということがありました。クラウドファンディング型ふるさと納税を実施した場合、部活動大会参加支援基金に積み立てるというふうに申し上げましたが、正確にはこのクラウドファンディング型ふるさと納税の寄附金は、沖縄県ふるさと寄附金基金に積み立てることとなります。

そこから、部活動の大会参加に対する支援、基金の事業に充当するというこ

とになりますので訂正しておわび申し上げます。

○當間盛夫委員長 よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは引き続き質疑を行います。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 お願いいたします。

同じく先ほどの令和7年第68号の2ですね、17ページなんですけれども。

車の件ですが、最近レンタカー非常に多いよねという話がありますけれども、沖縄県全体で、車の登録というのはどういうふうになっているのかというのを、まずは教えていただけたら。

○平良秀春交通政策課長 すみません。

正確な数字はちょっと持ち合わせていないんですけれども、年々増加傾向にあるというふうに承知しております。

○新垣淑豊委員 ここにもあるように、自家用車による通院とか、あと通学ですね、私も近隣の小学校の朝、交通安全見守りとかに行くと、高校生を送ってくる車とか非常に多いんですね。そういう中で、実はとある方から離島の首長さんを経由して、ちょっとぜひ県に提案してほしいということで意見書をいただいたので、御意見をさせていただきたいと思っています。

まず交通渋滞が非常に発生しております。これはもう那覇市だけではなく、県内あちこちですと、観光客増加してレンタカーも増えています。

県内の交通量そのものを減らすという政策を強く推進していただきたいということなんですけれども、先ほど課長おっしゃったように車が増えているので、それはもう交通量増えますよねということだと思います。

その中で、学生はバス、モノレールなどは使わず親に送迎してもらっているという現状がある。

理由としては沖縄のバスが時間どおりに来ないという不信感にあります。バスが時間どおりに来ないので利用者が減り、利用者が減ることで、自家用車が増え、渋滞悪化して定時性が失われるという負の連鎖があると。

この状態を断ち切るためには、もう単なる呼びかけではなくて、公共交通機関を使わざるを得ない環境を、県として本気で整備する必要があると考えますが、そのための最も効果的な施策として、県内のバスを中長期的に全面無料化

する政策を強く提案しますということであります。

これは先ほどの中では通学、高齢者の病院とかですね、観光客また通勤にとっても、非常に利用のハードルを下げるのではないかとということで、利用者が増えたら本数の増便とか、運行体制の改善にもつながるのではということで、非常に合理的な投資であるというふうに、この方は意見をしているんですけれども。

この前、実証実験的なこともされてはいるんですけれども、実際に、この政策を打つのに、どれぐらいの予算がかかって、本当にこういった事業ができるのかどうかということについて、ちょっと見解を伺いたいと思います。

○平良秀春交通政策課長 ちょっと急な御提案なので詳細な分析というものをしているわけではございませんけれども、バス事業者の運賃収入は数字がありますのでたしか年間、80億か70億ぐらいだったと思いますけれども。

単純これ無料化するというのであれば、それと同等財源が必要になってくるというふうにちょっと今考えたところでございます。

以上でございます。

○新垣淑豊委員 総合事務局が調査したかと思うんですけど、例えば沖縄県の交通渋滞での損失というのが、非常に大きな数字になっていたかと思うんですよ。

数制的なものもそうですし、やはり、例えばこのバスの中でのある程度自由に何かできる時間とか、もしくは親御さんもそうですけれど、子どもとの時間というのは一応、そこで接触しているというところもあるんですが、それ以外にも、例えば働きながら子育てをする親御さんからすると、その時間を何か別のことに充てられるのではないかというようなこともありますので、そういった中で費用対効果的なものをぜひ計算していただきたいなと思っております。

その中で、例えばそこにしっかりと予算を寄せていくとかできれば、その時間的なもの、あとは交通渋滞でそのストレスとか、こういったものを解消できるのではないかとことを、多分、県民はかなり同意する方がいらっしゃると思うんですよ。

だから、もうここはぜひ——、ただ公共交通の無料化というところで、たしか無料化することで非常に混み合ったというような結果も出たので、そこでまた増便とか出てきた際に、またその運賃の支援をどうするかとか、その人件費の支援をどうするかとか、車両の支援をどうするかとかですね、こういったところが出てくるかと思いますが、結構大胆に、ちょこちょこ細部をい

じるのではなくて、大胆な変化というものを、ぜひシミュレーションしていただければなというふうに思っております。

ただそのためには細かなバス路線の整備とか、その改編とかこういったものが become 必要になると思いますけれども、このあたりの民間事業者さんとの取組、例えば情報をいかに県に開示していただくとか、こういうことも今取組はどういうふうになっているのかというのを教えていただけませんか。

○平良秀春交通政策課長 まさにそういったバスの利用者がどこでどれだけ乗ってどこで降りているかみたいな実数を、データを基に最適な路線とか、場合によっては日程のダイヤの変更とか、ああいった議論をすべきだというのは、今、令和6年度に、地域公共交通計画というのが、法律に基づき計画で策定して、その枠組みの中で、こういったデータに基づく計画の、さらに深掘りが必要だということを事業者さんともずっと議論しているところで、徐々に理解が広まっているかなと思っています。

さらに今年度実施させていただきましたバス、モノレールの半額の実証事業、こちらのほうはモニターの方のデータ提供の同意をいただいております。今分析を始めているところでございます。

こういったデータを使いながら、バス事業者の皆さんも巻き込んで、こういった形でアプローチをしたらいいのかというのは、事業者と一体になりながらできればいいなと今思っているところでございまして、来年度この辺を事業者とも意見交換しながら、深掘りできればなと思っているところでございます。

以上でございます。

○新垣淑豊委員 今事業者さんと沖縄県の間でなされていると思いますけれども、例えばそこのデータの分析とか、事業者さん以外のところ、例えば人流の分析とか、そのバス以外に、どの辺りに住んでいる人が、この辺りのバス停を使っているとか、そういったところも必要になってくるかと思うんですけれども。

こういうことというのは多分事業者さんのデータだけで分からないと思うんですよ。

この辺のデータの引き出し方というのは何かあるんでしょうか。

○平良秀春交通政策課長 まさにおっしゃるとおりで、例えば携帯電話を経営されている会社さんにキャリアの移動データというのを提供していただくこと

ができます。

これだと移動のそもそものニーズというか実態が分かりますので、それと公共交通の利用実態なんかを照らしながら、例えば潜在的な移動の需要というのを見つけるとか、ああいったことは、例えば大学の先生とかいろんなところでアプローチが始まっておりますので、こういった手法も取り込みながら、こんなこともできるんだということも共有しながら、いろいろ議論していきたいと今思っているところでございます。

以上です。

○新垣淑豊委員 将来的なこのバス路線であつたりとか、例えば交通政策をつくる上で、公共交通事業者以外にも、そういったキャリアの方々とのコンソーシアムというか、そこら辺も沖縄県も含めて、あと、たしかこのコミュニティバスというところも出てきているので、例えば市町村、その交通体系というの、しっかりとチームを組まなければいけないと思うんですけども、令和8年度以降、そういった取組をしっかりとなさっていくのかどうかちょっと聞かせてください。

○平良秀春交通政策課長 ぜひ市町村のコミュニティバスとの連携みたいなものをしっかりやりたいと思っております、特に幹とかいう言い方をしますけれど、広域的に動かしている路線バスとコミュニティバスというのは、うまく接続して、利便性を高めようと、それが市町村の一番のニーズでございまして、どれがどこの路線バスで、どれぐらい乗って行ってどこで降りているかというのは非常に彼らも関心があるところでございます。

こういったところを、市町村とも共有しながら全体としてコミュニティバスの効果的な運行等につなげていけないかと思っていったりします。

市町村のコミュニティバスのほうでも、これは意見交換の中でですけども、その中での乗降データというか、利用実態というのもしっかり把握していただければという話をしておりまして、例えば最近だと中城村辺りで顔認証の決済システムなんかもできまして、あれだとどこで誰が乗ったみたいな話が、個人情報ば抜きにして把握できるようになったりとか、市町村もいろいろ工夫して動いておりますので、できるところから連携してやっていきたいと思っております。

○新垣淑豊委員 そのデータのやり取りの中で、多分例えば、バスの市外線、那覇から外に出てくるものに関してとかであれば、乗り降りの際に、例えば

カードタッチを2回するということが行われますけれども、例えば那覇市内だと、1回のタッチで済んじゃうんですね。

そういったときに、なかなかこのバス停で乗ったとかというのは分かるんですけども、例えば降りたというのが分かりづらいとか、そういったお話もありますので、ぜひこの辺は事業者さんともお話していただいて、この乗り降りについて、例えばこの那覇市内の中でも、特に那覇市内がやはり渋滞がひどいので、それと例えば二重、三重に路線が走っているところ。ここについては、今であれば、クレジットもそうですし、様々な交通系ICとかもありますので、例えば乗り継ぎの利便性を高めていくとか、そういうことで、このエリアに関しては、例えば国際通りで、もうバスが数珠つなぎになっているというのも御覧になったと思いますし、そこを少なくしていくとか、そういうことで、ほかの車両の通行というのも非常にスムーズになってくるかと思いますので、ぜひそういったところへのサポートもしていただけたら、また事業者さんとしても、この取組に対しての協力が得られるのかなというふうに思いますので、ぜひそこはお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○平良秀春交通政策課長 御提案のことを踏まえて、交通事業者とも意見交換しながら実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○新垣淑豊委員 以上です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 2点お願いします。

令和7年の124号、22ページです。

サーチャージの件です。

これは何度か御質問を申し上げておりますけれども、これ今年の12月までは何とか対応できるということであって、抜本的には、これ運賃にこのサーチャージ分のものを加えたことにすれば制度が使えるということで、実際私も船会社のオーナーとその話をちょっとしたんですが、かなり抵抗している。

なかなかもうこれが難しいなというような感じがしているんですけども。

これはちょっと粘り強くやらなければいけないんですけども。

このサーチャージの件、これ12月まで今のところ支援していただいている

とはいえ、12月以降これが続くのかどうなのか。

それと皆さんも船会社とこの運賃でどうにか中に入れて制度を使えるようにしたいという説明されていると思うけれど、その点の2点ちょっとお聞かせいただけないか。

○金城幸樹交通政策課副参事 お答えします。

委員おっしゃるように、運賃転嫁に関しまして、サーチャージ、特に1段階分に関しては恒常的に乗っかっているような形になっておりますので、やはりそのほうは運賃転嫁できないかというのは、しっかり粘り強く交渉していきたいなというふうに考えております。

12月以降につきまして、今その運賃転嫁のほうが目標ではありますがけれども、ちょっと状況を見ながら、こういった形で制度がつくれるのかというところは、今検討をしているといったところでございまして、まだ正式にどうこうということではないんですけれども、どうにか続けられるような形ができるのかというのを、今考えているところでございます。

以上です。

○大浜一郎委員 だからこのどうにかという考えは駄目ですよ。

どうにかということではいけないので、ちょっと方針を……。もう12月は必ず来るので、これを継続する方向できちっとやっていくのかどうかですよ。

どうにかというのはちょっとやめていただいて、どうするんだというところを、ちょっとお話しいただきませんか。

○平良秀春交通政策課長 やはり竹富の住民の方、非常に不安になっていると思っております。

議会の中でも価格転嫁をして、コスト事業のほうで見れないかというお話は説明もさせていただいております、その話も合わせて、さらにはサーチャージをどうにかこの制度の中で工夫できないかということも含めて、今年になりましても2回ぐらい東京に行って、内閣府とも意見交換をさせていただいております。

そういった面、さらに今後の経済情勢も含めた、また新しい動き等も注視しながら、しっかりと住民の負担軽減ができるように努めていきたい、しっかりやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○大浜一郎委員 内閣府との制度を少しちょっと工夫しようという話でしょう。

だから、それも視野に入れなきゃいけないなと思っていたんですよ。

なので今、内閣府としては、既存の制度が、何とかそれに合わせてくれという話は当然すると思うけれども。

例えば、こういう工夫をすればという何か新しい道筋みたいのが、何か見える兆しがあるんですか。

○平良秀春交通政策課長 今現時点としましては、状況とこういう形で検討できないかというのを県のほうから申し上げているところでございます。

内閣府のほうも当然財政当局との協議、議論もあるでしょうし、こういったところは、慎重に検討しているという状況かなと考えております。

以上です。

○大浜一郎委員 これを例えば12月から継続するとして、例えば予算的に措置しなければいけない額というのは大体どれぐらいになりますか。

○金城幸樹交通政策課副参事 お答えします。

今こちらで、1年分という形で1月から12月の金額で、1段階は竹富町のほうが補助しておりまして、残り3段階までの2段階分を県のほうで補助する場合ということで、約1億の金額で計上しております。

以上です。

○大浜一郎委員 ちなみに町としてはこの1段階については、今どれぐらいのコスト負担をしているのか。

○金城幸樹交通政策課副参事 町のほうでは、令和6年度実績になりますが、約5000万弱という数字になっております。

以上です。

○大浜一郎委員 小さな自治体ですから5000万というのは大きいからね。だからそこを何とか交渉を加速してもらって、12月には何とか持続できるような、僕も何とかって言ってしまったけれど、どうにかではなくて、継続できるように、しっかりちょっとこれやってもらわないと、また同じことが起きてしまうなという感じがします。

部長、これ大事な案件で、これちゃんと引き継いでもらわなければいけないですけど、ちょっと議事録に載せたいので、ちょっと部長の決意も少しお聞かせください。

○武田真企画部長 これまでも御案内のとおり、運賃化することによって交通コストの対象になるというところは、内閣府さんとのすり合わせも進んでいて、次の方向ということで、これまで事業者さん、竹富町ともやり取りをしていました。

このあたりについてやはり運賃化できないかということで、実は沖縄総局の運輸部であったり国交省のほうにも直接、そういう形ができないかという御相談をしましたけれど、やはり事業者の同意得られない中ではなかなか厳しいというお話もいただきました。

交通コスト一辺倒ではなくて、次の矢についてももう少し検討しないといけないんじゃないかなということで、今交通政策も含めて新たな何か支援策、何か例えばソフト交付金を使うにしても、見せ方を変えることによって使えるようになるんじゃないかとか、目的を別のものにすり替えることによってうまく使えるようになるんじゃないか、ちょっとそういったところも含めて、新たな矢についても考えてまいります。

○大浜一郎委員 これ物流費と一緒に特にこれ生活に直結していく制度の、これはもう、ある意味下支えをしなければいけない重要な課題でありますので、ぜひその見通しがつくように、内閣府とも話をしていただきたいし、これも見直し時期だから、これも一つの大きなメニューとしてしっかり提案したほうがいいというふうに思いますよ、振興策の中で。今後この問題は、続いていっても少なくなるということはないんじゃないかなと思ったりもするので、ぜひその辺の対応をお願いをしたいなというのは思います。

次最後の質問になりますけど、この23ページですけども、交通コストの負担軽減事業。これはもう国が直接やるという形で、今やっているわけでありますけども。

今、特に航空路に関して4割ということでありますけども、これの割合というものを、もう少しね、あと1割ぐらい。季節要因にもよっていろいろあるでしょうけれども、そのような弾力性を持つてできるような、この割合を、これ固定ではなくて、少し弾力性があるという形、もしくは離島住民の割引率に関しては、もうあと1割ぐらいできるような可能性があるかどうか。

あと1割をやることによってどれぐらいの事業費がかかっていくのかという

ようなところ、実はこれずっと言われていて、やはり新幹線並み云々というのを
出してもう少し、あと1割でもできないかという議論はあるわけです。

今のいろいろな物価高とかいろいろなことが出てきて、4割でもやはり、
我々も往復を何回かするともう、すぐ何十万とやっぱり飛んでしまうわけす
よ。

なので、そこをあと1割でも交渉ができる余地があるのかどうなのか。それ
が1点です。

それとあと、八重山・宮古圏をね、やはり行き来を活性化する、要するに
我々はこの美ざ島美しやというのは宮古・八重山を網羅して、離島の課題を
しっかりやっていこうという形にしているんだけど、これはもうある意味
一体圏としてね、今の制度の趣旨に反するかどうか分からないけれども、これ
を一体化した運用ができるように、制度を少しブラッシュアップするようなこ
とができるかどうか、これは住民が望んでいることなので、その辺の点でこの
2点を少しお聞かせください。

○平良秀春交通政策課長 委員御承知のとおり、この移動コスト低減事業、交
通コスト低減事業については非常に離島振興の中で大きな事業になっておりま
す。今30億規模の大きな事業でございます。

令和7年度から内閣府の補助要綱に基づいて、ソフト交付金から出る形で今
事業が始まったところでございます。

やはり内閣府が主体的に今、制度を判断するということもかなり大きく
なっていますので、住民からの要望等につきましては、例えばもっと補助率が
増やせないかとか、宮古・石垣圏を一体的にというお話については、具体的に
内閣府のほうにはこういった要望が出ているというのは、常々東京のほうにも
お伺いしてお伝えして意見交換をしているところでございます。

ただ一方、この制度をやはり維持していきたいというのは、内閣府のほうも
共通の認識でございまして、そこは最終的には厳しい財政事情の中で、どう
やって財政当局と進めていくかそういったところが彼らの課題認識として持っ
ているようで、やはり検討に当たって今慎重な状況というふうに我々は見えて
いるところでございます。

以上でございます。

○大浜一郎委員 これに対して何か具体的なコメントというのはありました
か。

例えば財政状況が云々と言っている、もう財政状況を積極的な財政をやろ

うと言っているわけですよ。税収だってものすごく今あるわけだから。

これはまた、離島というか有人離島の、これは僕はある意味国家経営みたいなことがあって、我々もソフト交付金から外すべきだとずっと思っていて、やはりこれが凍結しないとこれやめられる制度じゃないから、これは国が責任もってやるべきだと。ソフト事業から外したほうがいいと。農林水産部と不利性解消と一緒に外すべきだというふうに我々思っ、これは実現したんだけど、使い勝手が悪くなってくるというか、片やお役所仕事になってしまっているというのは僕らが望んだことでも何でもないですよ。

なので、今どのようなコメントをして、ただ厳しいとだけ言っているのかどうなのか、この内容をちょっと言える範囲でいいから、ちょっと聞かせてもらえませんか。

○平良秀春交通政策課長 個々の要望に対する具体的なコメントというのは実はあまりなくて、なかなか難しいとかこの程度の話でございます。

一方でやはりこの事業しっかりと、次の年度も継続してやっていくために、しっかりと概算要求の中で当局に必要性を説明していくというところでは、我々のほうからも内閣府からいろいろ要望、依頼がありまして、資料提供、考え方の整理等をずっとやってきているところでございます。

プラスアルファのところは繰り返しますが、具体的なコメントというのは、今のところございません。

以上でございます。

○大浜一郎委員 であるならば、役所仕事で役所仕事の範囲を超していないということでしょう。ですよね。

○平良秀春交通政策課長 お互い公務員ですので、公務員としての仕事をしているということかなと思っております。

以上です。

○大浜一郎委員 ちょっと言いにくい答弁してしまって申し訳ないけれども、これ住民から要望があって、そういう要望がずっと断続的に出てきているというリアルな現実があるわけなので、これは少し場所も変えて、しっかりやらなければいけない問題になるんだろうというふうに思います。

これもちょっと部長のほうから、きちんと引き継いでもらわなきゃいけないから、ちょっと議事録載せたいから、部長の思いもしっかりちょっと残してお

きましょう。

○武田真企画部長 交通コスト、ソフト交付金ができる前から実証的に離島の皆様の交通コストを下げるという取組から始まって、15年近く続いてきて、もともとその制度の安定性というところが非常に強く求められたところでした。

一方で先ほど御案内したとおり、令和7年度に国の直轄事業になって、ソフト交付金から離れることによって、一定程度その制度としての安定性、国のほうが責任持ってやっていただけるというところでは制度の安定性については確保できたのかなと思っております。

ただ一方で、サービスの拡充については、前の議会でも御案内したとおり、小学生の12歳の運賃適用であるとか、昨年度も航空路を値上げをしていた部分については住民負担は増やさないという、その制度の充実という意味では、我々としても取り組んだところですし、内閣府の理解も得てまいりました。

今、委員が言うように、まださらに住民負担の軽減であるとか、それから介護で戻られる方とか、関係人口に対しても支援するとか、そういった様々なサービスの充実を求める声というのがありますので、そこはしっかり国に届けて、どういった形だったらそれができるのかどうか、理論武装のところで県としてもお手伝いをきちんとやってまいりたいと考えてます。

○大浜一郎委員 ぜひよろしく願いを申し上げたいと思います。
以上です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 1点だけ。

令和7年の第18号、13ページの陳情ですが、お尋ねしたいのが15ページの今回更新があった処理方針です。

協議会で協議した結果、平日夜間のバス運行は継続を1年間はされると、この協議会の中でどういう点で協議がなされて、1年間の継続決定したのか、教えてください。

○新城裕也交通政策課班長 お答えいたします。

まず協議会で昨年度決定したことで今年度4月以降、77番ルートの夜間臨

時バス運行をしてまいりました。

そこで実際に運行させながら、緊急的に当初始まったところでございますけれども、実際に利用されているかどうかとか、そこら辺の乗降データを取りながら運行してまいりました。

実際に今年度でいいますと、平日200日間運行しておりますが、延べ3000人が使っていて、うち学生が2400人程度で7割から8割程度、名護からうるま市への上り、その逆の下りもそれぞれ10名弱ぐらい、ふだんから利用されていることが確認できました。

こういった、実際に使われているという実態も踏まえまして、やはりこの夜の間の移動支援は必要だろうというところ。

今後、また詳細な利用状況とかを踏まえながら、こういった形であれば持続可能な形で運行できるのかというところを引き続き検証してまいりたいと考えております。

○喜友名智子委員 処理方針の14ページにも書いてありますけれども、当初は県が緊急的な対策を行って、去年の3月までですね、去年の4月以降は、4市町村も一緒になって、対応してきたと。とてもいい形、体制としては地域と連携しているなということが見えてきています。

次年度も実験事業ということでまた1年後、さらに続くのかという話はまた1年間同じ議論を続けるのではないかと思いますけれども。

参考人招致でも、2人の首長さんにいらしていただいて、いかにこの路線が重要かということは聞かせていただきました。

この点気になっているのは、路線があるかないかで、子どもたちが進学先をどうしようかという決定要因になっているとしたら、路線の継続というのは学校の存続にもとても大きな影響を与えると思うんです。

実証事業でも1年間続くことで、ほっとした生徒さんもいるんじゃないかなと思いますけれども、ニーズを把握しながら、ぜひこの運航継続に向けては県も頑張っていただきたいなと思います。

以上です。

○當間盛夫委員長 答弁よろしいですか。

○喜友名智子委員 では、この次の1年間、どういうことが論点になりそうなのかというところだけ課題の確認だけさせていただきますか。

○新城裕也交通政策課班長 お答えいたします。

今回の実証事業では実際の運賃収入なども確認しながらやってまいりました。

やはり運賃収入では、なかなかこの運行が賄えないというところで、どういった形で今後、市町村も含めて主体的に、この路線というか移動手段を維持していくか、こういった手法などの検討を具体的にしていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○喜友名智子委員 ありがとうございました。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 9 ページ、お願いします。

離島航空路線とか離島航路に関することですけれども、この9 ページの5 番目の、まず離島航路事業者への離島航路補助事業の拡充の案件なんですけど、今現在15の航路で補助事業が行われているということで、先ほど来あった離島住民への直接支援になる交通コスト負担軽減事業、これは大変住民の方、本当に助かっておりまして、それを基本的に、そのための航路、空路が安定的に確保維持できるかがやはり一番大事なところになっていますので、この事業、非常に大事なかなと思っています。

それで令和7 年が8 億4000 万、当初。令和8 年で9 億2000 万ということで、予算はありますけれども、その中で国の補助対象経費が2 分の1 相当となっていて、これ事前内定となっていますよね。

実際、例えば令和7 年でいえば、国の補助というのはどのぐらい入っているのかというのを教えてください。

○金城幸樹交通政策課副参事 令和7 年の実績としましてはパーセントでいいますと、47.6%という実績の値になっております。

以上です。

○糸数昌洋委員 ありがとうございます。

それで約2 分の1 ということで、残りの2 分の1 を県と市町村で負担するということで、多分ここで陳情者が求めている拡充というのは、町村負担分に對

する補助の拡充。逆に言えば負担の軽減ですね。これを求めているのではないかなと思うわけです。

これでいくと、去年の実績で約2億円余りが町村負担になっているかと思うんですよ。

その辺の検討というのは、これ離島からも声は上がっていると思うんですけども、いかがでしょうか。

要するに、この事業の中で、国の予算も入っているので、今ある事業スキームの中で、町村負担分についてはもう少し軽減できるという方向というのは取れないのかどうか。

○平良秀春交通政策課長 まず国の補助事業につきましては、ここは全国的な課題でもございますので、知事会等通じた要請等というのは行っているところでございます。

あと町村の負担につきましては、これ特別交付税の対象になっておりまして10分の8の範囲内でまた国のほうから交付されますので、我々としてはこういった特別交付税の制度も市町村にしっかり理解していただいて、しっかり十分活用していただくという形で、実質的な負担軽減ということを図っていくこともしっかりやっていきたいと考えております。

○糸数昌洋委員 ありがとうございます。

あと空路の確保対策事業です。

これちょっと一般質問でもやらせていただいて、去年は飛行機の燃料代とか、それから整備費に補助金が出て、逆にこの確保対策事業費については、今年度1億ぐらい下がったということで答弁もいただきました。

これ実際、宮古ー多良間、那覇ー久米島それから与那国、あと南北大東が対象路線となっておりますけれども、ここの国の補助がおおよそ2分の1になっているけれども、これ実質上はやはり少し国の補助額というのが少ないんじゃないかを感じるんですが、実績でいくとどうなっていますか。

○金城幸樹交通政策課副参事 最終的に令和7年度の実績になりますが、約全体で4億5000万の赤字に対して、国のほうは約1億300万というような数字になっております。

以上です。

○糸数昌洋委員 残りは県と、それから市町村ということになろうかと思うん

ですけれども。

先ほどの実績ベースでいくと、県と市町村それぞれお幾らになります。

○金城幸樹交通政策課副参事 県のほうが約2億3000万、町村のほうが約1億1500万という数字になっております。

以上です。

○糸数昌洋委員 それで、これ今年度も整備費含め燃料高騰については補助をしていくということで答弁いただいていますけれども。

この辺の見通しというんですか、この欠損補助の、その辺はどうなっているのかちょっと教えてください。

○平良秀春交通政策課長 具体的な数字ではございませんけれど、動き、トレンドとしては、今回の補正予算のほうで、この燃料費、あと整備費の高騰分の支援、非常にしっかりと予算措置いただきました。

これを活用することで、今後これ国交省の補助対象路線も対象にさせていただきましたので、市町村の負担につきましては今後減ってくる見通しでございます。

以上でございます。

○糸数昌洋委員 ありがとうございます。

ちょっと続いて、あと1点だけ。20ページですね。

これ毎回取り上げさせていただいておりますけれども、例の超高速船ジェットフォイル事業の案件で、ホエールウォッチング協会との調整なんですけど、一応5月就航というお話が聞こえてきていまして。

この辺で、5月なので、直接鯨への影響がどうなのかということありますけれども、この当事者間のこの辺の協議の状況というのは現在どうなっていますか。

○金城幸樹交通政策課副参事 久米島オーシャンジェットのほうを通じてという形になりますが、特にどうなっているという状況というのは、それ以降は変わりなく聞いていないところです。

○糸数昌洋委員 ここで求められている、そういう国や県等が入っての協議の場の設置というような進展がないという理解でよろしいんですか。

○金城幸樹交通政策課副参事 沖縄総合事務局のほうと話はさせていただいているところですが、やはりこの調停機関という部分ではないので、ちょっと間に入ってという形ではなかなか難しいということで、まずはやはり当事者間でお話いただくという形がよろしいかということでお話をさせていただいています。

○糸数昌洋委員 それで超高速船ジェットfoil事業ですけれども、5月1日就航というのが、一応報道等ではなされていますけれど。

皆さんのほうで把握している状況では、この5月就航というのは、既に準備はなされているという状況なんですか。

○平良秀春交通政策課長 事業者のほうからは、5月就航に向けて今準備をして国と協議をしているというところの説明は聞いております。

一方で国のほうからは、正式な申請という段階ではなくて、事前の調整協議の段階であるというふうに聞いておまして、就航見込みと、許認可の見込み等についても、彼らとしては情報提供は差し控えると、そういう状況でございます。

○糸数昌洋委員 それで県の港湾の関係のほうは、受入れについてはどうなっていますか。

○金城幸樹交通政策課副参事 土木建築部のほうからの情報としましては、まだ申請という形ではなく、事前の調整を行っているというふうに聞いております。

○糸数昌洋委員 分かりました。
終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、鉄軌道を含む公共交通ネットワークの整備拡充に関するに係る

陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩をいたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件に係る沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(案)についてを議題といたします。

ただいまの議題について、企画部長の説明を求めます。

武田真企画部長。

○武田真企画部長 資料2の22ページを御覧ください。

政策提言に係る主なスケジュールについてでございます。

令和7年12月に取りまとめた政策提言(素案)については、令和8年2月までの間、市町村や関係団体、県議会、県民といった関係機関との意見交換等を行ってまいりました。県議会については、2月9日の説明会において、素案に関する説明をさせていただいたところであり、意見を聴取したところです。

これまで各方面からいただいた御意見については、可能な限り反映する形で資料1の沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(案)として取りまとめたところです。

現在この提言(案)については、市町村及び関係団体に対して、意見の反映状況の確認を進めております。その上で4月には政策提言として取りまとめ、国に提言していきたいと考えております。

提言後は、関係府省庁との調整を進め、その実現に向けて取り組んでまいります。

資料3を御覧ください。

政策提言(素案)に関する関係機関の意見の概要について説明させていただきます。

関係機関からは、600件を超える御意見をいただきました。

政策の分野ごとに見ると、離島・過疎地域が82件、全体の約13%と最も多く、交通が57件、全体の約9%、観光(受入体制)が49件、全体の約8%と意見が寄せられました。

これらの政策の分野における意見の特徴としましては、離島・過疎地域では、離島における住宅確保や交通・生活コスト、持続可能な行政サービスの提供体制の維持に関する御意見が多く上がりました。

次に、交通では、渋滞解消の取組やバス運転手の確保、公共交通の利便性向上に関する御意見が多く上がりました。

観光（受入体制）では、那覇空港の機能強化や人材育成、2次交通の環境整備に関する御意見が多く上がりました。

その他の特徴として、医療については、市町村から政策分野として盛り込むことを求める御意見が多く上がりました。

このような関係機関からの御意見を踏まえ、可能な限り反映して、資料1の政策提言（案）を作成しております。

本日は御意見の反映箇所を中心に説明させていただきますので、資料1を御覧ください。

赤字で表示している箇所が、御意見を反映した箇所となりますので、そのうち主な箇所について、説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

政策の分野1. 離島・過疎地域になります。

1 ページの環境の変化等の5ポツ目及び6ポツ目を御覧ください。

離島航路・航空路の確保・維持については、機材の老朽化等による更新整備や離島航路・航空路の担い手の確保に関する御意見があり、反映しております。

2 ページの環境の変化等の上から2ポツ目を御覧ください。

住宅の老朽化については、人口の社会減を加速させる要因となることを理解しやすく記載してほしいとの御意見があり、反映しております。

3 ページの現状・課題等の1ポツ目及び2ポツ目を御覧ください。

人材の確保については、地域社会の維持や持続可能な行政サービスの提供体制に影響する等の御意見があり、反映しております。

4 ページの現状・課題等の1ポツ目を御覧ください。

離島等の地域への物資の供給については、台風や海上時化の影響による不安定性に関する御意見があり、反映しております。

7 ページの強化すべき取組の11番目を御覧ください。

通信環境の格差に関する御意見があったことを踏まえ、新たに離島における情報通信基盤の整備促進に関する取組を反映しております。

政策の分野2. 交通になります。

8 ページの現状・課題等の2ポツ目を御覧ください。

沖縄県の陸上交通の課題については、戦後、鉄道の復旧がなされないまま過密な市街地が形成されてきた歴史的経緯や駐留軍用地の存在に関する御意見があったことを踏まえ、反映しております。

9 ページの現状・課題等の下から 2 番目のポツを御覧ください。

路線バスの定時性の向上については、運賃決済に係るデジタル機器等の導入に関する御意見があり、反映しております。

10 ページの現状・課題等の 4 ポツ目を御覧ください。

路線バスの存続については、地域住民の日常生活・経済活動に不可欠な移動手段の確保・維持に関する御意見があり、反映しております。

同じく 10 ページの現状・課題等の 5 ポツ目を御覧ください。

基幹軸を補完するフィーダー交通の充実については、鉄軌道とフィーダー交通が有機的に連携する公共交通ネットワークに関する御意見があり、反映しております。

同じく 10 ページの強化すべき取組の 3 つ目と、11 ページの 5 つ目、6 つ目を御覧ください。

地域の移動手段の確保に向けた取組や有機的な公共交通ネットワークの構築に向けた取組等、反映した御意見に関連する取組を強化すべき取組として反映しております。

政策の分野 4. 観光（受入体制）になります。

14 ページの現状・課題等の 1 ポツ目を御覧ください。

オーバーツーリズムについては、那覇空港周辺の交通渋滞等に関する御意見があり、反映しております。

15 ページの現状・課題等の下から 2 つ目のポツを御覧ください。

国際クルーズについては、受入機能高度化等に先導的に取り組むことに関する意見があり、反映しております。

同じく 15 ページの現状・課題等の最後のポツと強化すべき取組の 4 つ目を御覧ください。

那覇空港の受入基盤の整備については、将来需要予測を踏まえた駐機場及び機材置場、ターミナルのキャパシティの容量不足に関する御意見があり、現状・課題等と強化すべき取組に反映しております。

52 ページを御覧ください。

政策の分野 21、医療・介護サービスの提供体制。

医療については、政策分野として盛り込むことに関する御意見が多く上がったことを踏まえ、地域における持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築を新たに追加しております。

同じく 52 ページの環境の変化等のうち、医療における環境の変化等の 1 ポツ目及び介護における環境の変化等の 1 ポツ目及び 2 ポツ目を御覧ください。

医師の働き方改革や介護職員の減少による人材の不足等の環境の変化や現

状・課題等を踏まえ、56ページの強化すべき取組には、へき地診療所への支援拡充や、外国人を含めた介護人材の住居確保等の取組等を記載しております。

70 ページを御覧ください。

政策の分野 27、環境の保全（国立自然史博物館）。

国立自然史博物館については、環境の変化等の 3 ポツ目に記載のとおり、令和 7 年12月に国立沖縄自然史博物館誘致県民会議が設立される等機運が高まっていることに関する御意見があったことを踏まえ、国立自然史博物館の設立を新たに追加しております。

以上が、関係機関からの御意見を踏まえた政策提言（案）への反映の主な概要になります。

委員の皆様におかれましては、政策提言（案）について確認したい事項等がある場合には、タブレットのスマートディスカッションに格納しております別紙提出用紙に必要事項を記入し、閉会日の 3 月27日（金）までに企画部企画調整課宛て御提出していただきますよう、御協力をよろしくお願いします。

私からの説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 企画部長の説明が終わりました。

これより、沖縄振興特別措置法後期 5 年の沖縄振興に向けた政策提言（案）に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 見直しの中で、新しい方向性を出す中で、72ページの28番エネルギーの分野、これ、特殊性を踏まえた社会基盤整備というふうに脱炭素の問題で、今は太陽光だとかいろいろなものを組み合わせていこうという話をしているのですが、これ、化石燃料に頼らずということになって、この再生エネルギーの件を太陽光をメインにしていこうという話が主なことであるんだけども、今後このように資源高がいろいろな情勢によって変わってきたり何だかんだする中で、私は今後、日本がアメリカでその辺の投資をしていく。今技術的にも、それなりに前向きになってきているという。例えば SMR の問

題だとか、フュージョンエネルギーの問題だとか、そういった問題のエネルギー基盤の強化というようなところも、僕はもう議論すべきだろうと。

例えばこれ、今の沖縄電力のことを考えると、やはり離島地域に関しては採算性がなかなか取れないということもあります。

しかしこれずっとこのままでいいのかというわけにもいかないし、石炭を主なる原料として、約8割ぐらいしかいかない——もうちょっといくね、そのようなものを続けていくということの議論と、太陽光だけではのみならず、新しいエネルギーの供給ということ、もうそろそろ振興策としても、僕はある程度ちょっと打ち込んでみたらどうかというのはずっと思っていたんですよ。

というのは、やはり沖縄のこのエネルギーのコストが高いものだから、どうしても物づくりをして云々しようと思っても、そのコストの中でやはり競争力が、その時点で失われてしまうというようなことがあるわけです。

今後、これはもうずっと続いていくことなので、新しい方式でのエネルギー基盤の整備というものも、これは時間がかかることであるけれども、もう議論の中で打ち込んでおいたらどうかということ、僕はこのエネルギー分野の、この2つありますけれどね、持続可能の成長の中には、これをきちんと入れてみたらどうかというふうに思います。

フュージョンエネルギーに関しては、2030年代からもう実装できるというような、首相がもう直にそういう言葉を発しているように、それなりの実装ができるのではなかろうかということまできているわけです。

SMRにしても、危険性が非常に小さい小型原子炉でありますけれども、そういった問題についても、もう議論をされていくようなことも、きちんと提言の中で僕は盛り込んでもよいのではないかなと思ったりもしています。

それともう一点は、通信環境の基盤の強化です。

やはり容量が大きくてきちんと通信の質を上げていくということ。これ離島も含めてですよ。海底ケーブルの強化をしっかりとっていくというようなことも非常に大事。これも教育とか、産業、またエンターテインメントに関しても非常に大事なことになるかなと、あらゆるところにこれは波及していくことですから、この通信基盤、通信の質の強化というものもですね、しっかりどこかに盛り込ませてもらいたいというふうに思っております。

すみません、今エネルギー分野についてお願いをします。

ちょっと、その点は今、どんなところで整理されているのか、お聞かせください。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

この政策提言の中には、エネルギー分野において、後期5か年に対する新たな環境への変化ということで申しますと、エネルギーの安定供給、それから、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すグリーントランスフォーメーション、GXの考え方について取り入れるということを前提に作成してございます。

その中で言いますと、これまで実施してきました石油石炭税の免除、それから、電気供給業の用に供する固定資産税の課税標準の特例に関する制度といったエネルギーの安定供給に資する制度については、延長するという要望に加えて、再生可能エネルギーの導入拡大、それから水素アンモニア等クリーンエネルギーへの転換というところの政策、さらに電力系統の高度化というところに対する取組を盛り込ませていただいたところでございます。

委員御指摘のSMR等をはじめとした新技術につきましては、沖縄振興計画の後期5か年の間に、実現するものかどうかという観点から少し検討いたしまして、今回のその要望の中には盛り込んでいないところでございますけれども、沖縄県のクリーンエネルギーイニシアチブというものを、この3月に公表する予定にしておりますが、その中で、その革新的な技術に対するチャレンジというところについては盛り込んでございます。

ですので、来年以降始まる計画の改定見直しに当たっても、この点を踏まえて、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大浜一郎委員 いつ実装できてそれが稼働していくかというのが見えないというのは、実際そうではあると思うんです。

ただし、2030年代からは、それなりの方向性がもう国としては出してくているわけですよ。

なので、そこから議論しようというのではなくて、逆にモデル地域として活用できないかぐらいの、欲張りといえば欲張りかもしれないけれど、ある意味そういうことも、沖縄には独自のこういう支える制度があるわけだから。

そこにしっかりと打ち込んでいくということは非常に大事だと思うので、その議論を、5か年計画だからそれ終わってから議論しようというのでは、ちょっとあまりにも時流に僕は乗らなすぎるのではないかなと思うし、前向きな振興策をこちらのものにしていくという、気概に欠けるのではないかなと思うので、その議論をしっかりとどこか読み取れて、それに着手できるようなものをどこにどう打ち込んでいるかということをもうちょっと気概として教えてもらえば。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

先ほど少し申し上げたとおり、クリーンエネルギーイニシアチブにおきましては、革新的な技術の導入というところについては引き続き検討していくというようなことをうたっております。

委員御指摘のとおり、SMRをはじめとした新技術の技術開発動向であったりとか、それから商用化の動向というところについては、引き続き、情報収集をしながら、委員の御指摘を踏まえて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大浜一郎委員 分かりました。

次に通信の件ですけれども、通信デジタル。

これに関しては先ほど申し上げましたように、やはり通信基盤の整備が、どうしても沖縄本島北部とか、どこでもまだまだ、そういった通信がきちっとできないようなところもあるし、離島においてもかなり改善をしてきたけれども、やはり質はよくて大容量のきちっとしたいいわゆる通信網を整備をしていくというのが、これは振興策の中で打ち込んでいかなければならない政策だと思うので、そこをもう少し強化したらどうかなというふうな思いもあるんですけど、その点はどうですか。

○永本寛樹情報基盤整備課副参事 お答えいたします。

海底ケーブルなどの情報通信基盤の整備につきましては、民間事業者による整備が基本と考えますが、離島や過疎地域などの情報条件不利地域につきましては、民間独自や整備のない地域もございますので、これまで県では、通信事業者や地元市町村とも連携しまして、海底ケーブルの整備や、通信設備の機能強化、5Gへの対応であったりとか、光ファイバー網の整備に取り組んでまいりました。

この政策提言に位置づけるべきでないかの御意見につきましては、今回通信インフラの強化としまして、離島における情報通信基盤の整備促進に関する取組のほうも追加で位置づけさせていただいております。

以上です。

○大浜一郎委員 大分進んできたのは私も認めます。

今後必要なのはこの通信の大容量化に対応するのも、先取りすることによっ

て、離島でもビジネスが達成できると。北部地域でもビジネスができるというような環境の、これ非常に重要なファクターにならないかということで、従来の整備ではなくて、もう少し質の高い通信整備の件も盛り込んだほうがいいのではないかというふうな考えがあるんですけど、その点はどうなんですか。

○永本寛樹情報基盤整備課副参事 お答えいたします。

この通信技術の進歩は目覚ましいところもございます、やはり通信事業者のほうで主体的にその役割を担うものと認識しておりますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、民間事業者だけでは整備が進まない地域もございますので、県も連携して取り組んでまいりたいと思います。

既存の海底ケーブルなどにつきましても、近年の民間独自で整備された区間もございますし、また県のほうでも先島、久米島地区等で5Gなどの、また遠隔医療などに対応できるような通信基盤の強化も事業者と連携して図ってきているところでございます。

今回通信インフラの強化につきまして、政策提言に位置づけさせていただいておりますので、その中でどういうことが検討できるのか整理してまいりたいと思います。

○大浜一郎委員 最後になります。

21番の医療体制の問題ですけれども。

特にこれは離島地域においては、本当にいつ何どき何が起きるか分からないということがもう常々あるんですね。

今も八重山病院から脳外科の先生がいなくなってしまうということで、これをどうにか補充しようとして四苦八苦している現状もあつたりですね、もう与那国の件は、皆さんも御存じのとおりであります。

やはりこれも県と地域だけでやるという問題ではなくて、離島地域の実情に合わせてきっちりと国も関与していくというような形をしっかりと僕はうたうべきだというふうに思っています。

ですので、安心・安全を担保するなど、国の役割でもあるし、当然県は一義的には大きな役割を担っているわけですが、これも離島医療の充実した維持に関しては、きちっと僕はコミットすべきだというふうに思っていますし、それを今回の見直しの中でも、しっかりと僕は打ち込むべきだなというふうに思ったりもしているんですよ。

ですので、そこはちょっと強めに、僕はこれは重要な課題でありますので、取り組んでもらいたいと。

これをきっちりと国も関与するんだということを、打ち込んでもらいたいというふうに思いますけれど、その点はどうでしょうか。

○平安山剛医療政策課班長 お答えします。

離島・へき地の医療確保としましては、現在、離島診療所の維持や専門医による離島への循環診療の支援、それから離島住民の受診環境整備として、当該医療機関への通院に必要な交通費・宿泊費等の助成を行う市町村への経費補助等を実施しているところです。

今回の提言に当たっては、これらの既存の取組を維持継続しつつも、医師の働き方改革など、新たな課題にでもすぐ対応するために、医療従事者の居住環境の抜本的改善や遠隔医療の本格導入など、現行制度の枠組みを超えたさらなる拡充を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大浜一郎委員 だからこれにどうやって国が関与できるかというポイントを、もう少し入れたらどうかというのが僕の質問の趣旨なので、その点はどういうふうなイメージを持っていますかということをお聞きしたいんだ。

○平安山剛医療政策課班長 例えば今回提言の強化すべき取組の中にですね、医療従事者の生活環境、居住環境の抜本的改善取組などを提言したいと考えております。

これは医師や、医療従事者の住宅整備への上乗せ支援などを求めるものですが、現在実施されている国庫補助事業があります。それらの補助対象メニューに、これまで医師や看護師のみが対象となっているものを、検査技師、コメディカルとか、事務職の居住する住宅への対象の拡大とか、それから厚労省、国の補助メニューでは、基準額があるんですけども、それらを拡充してもらうような、そういった内容を盛り込んでいくことと考えております。

以上です。

○大浜一郎委員 いろいろなやり方があろうかというふうに思いますけれども、やはり離島医療がこの沖縄という地域にとって非常に重要な位置づけであり、かつ本当に常々不安定なんだよというところをきっちりと相手方に分からせるようにきちっと整えてですね、国も共に支援をしていくというような枠組みをどうにか生み出せるような工夫は、ぜひ必要だというふうに思いますので、その点をしっかりと取り組んでもらいたいなというふうに思いますけれど

ど、これ部長、その点のところについて、ちょっとコメントいただけませんか。

○武田真企画部長 離島の医療が非常に脆弱で不安定だというふうな状況につきましては53ページの現状の課題等のほうでも、様々書いております。

その辺を踏まえた上で、56ページの強化すべき取組という形でまとめておりますので、そういったその沖縄の声というか、離島も含めたそういった声をしっかり届けて、医療の安定的な提供に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○當間盛夫委員長

休憩いたします。

(休憩中に、委員長より質疑する際には、ページ番号を明示するよう指示があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 過疎地域の3ページかな。

物価高、地域の物価なんですけれども、僕一般質問でも部長に、離島に対する農産物の部分に対してのコスト、国が補助をしているんだけど、入っていくものに対してはないということで、この3ページにも明確に有人国境離島地域支援交付金のことも文章に入っておりますので、これ実際私も会派で五島列島に行ったときに初めてこの法律を知ったんですね。

五島市の皆さんから使い勝手がいいですよということで、ただ沖縄振興をもっと大きくないですかとやったんだけど、僕からすると、五島市の皆さんのこの使い勝手がいいですよというのは、多分新しく入ってくる人たちに対する部分とか、結構親身になってやっているような感じがあって、沖縄は大き過ぎて、ソフトな形でこれをうまく使っていないんじゃないかなと思っていたんですね。

実際、次年度は、このコストに対して調査をして、また次の予算に反映していきたいということであったので、いいことだなと思うんですけど、この辺もう一度部長のほうから答弁していただけますか。

○島袋秀樹地域・離島課長 ちょっと一旦私のほうからお話させてください。

今、特定有人国境離島地域を対象にした交付金の情報というのは承知しております。

ただ、これに関してはいろいろ調べていますけれども、使い勝手がいいというお話もありますが、限定されているという話も少し聞いております。

全体的に農林の分野だけではなくて、離島はそもそも人の移動、物の移動にかかるコストが割高であるというのが課題の認識としてございますので、まずは実際の実態をつかんで、価格がどういうふうに形成されているのかというところも勉強しながら、この見直しの制度にも、何らかの形で、先ほど部長のほうからも答弁させていただいていますが、盛り込んで、毎年度の予算のほうで、何らかの対策を打っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○武田真企画部長 3 ページにある特定有人離島の交付金については、かなり品数も限定された形で、その島に住み続けるために産業振興という観点、農業に着目をして、農業を出すものに対して支援すると。それを生産するための資材であるとかそういったものを、数もかなり限定した形でやっているというふうな形で聞いております。

一方で我々考えている支援は、もうちょっと幅を広げて、日常品も含めた形の生活物資、それから建築資材、そういったものをどういう形で低減できるのかという形で、我々はもうちょっとウイングの広い形で、検討進めていきたいと考えています。

○仲村家治委員 まさしく限定的だということを聞いたんですけれども、要は限定的であっても沖縄県には採用されていないというのが一番の大きな問題点で、これは去年の5月の衆議院の沖縄北方特別委員会で、国場代議士が内閣府に対してこのような制度があるけれど何で沖縄やっていないのかということがきっかけになって、多分沖縄県ともまたこの意見交換をしていきたいということで、答弁なさっていると思います。

要は、この国とは面白いところで新しい法律つくるのはとても大変なんですよ。だけど、似たようなことをやっているじゃないですか。それを拡充するのは簡単なんですよ、テクニクとしてね。

だからこの辺は国と、皆さんと離島の皆さんと連携して何が必要なんですかとか、この物資がどうしても移入するときにコストを下げたいとかという

のは連携してやれば。品目も最初の頃は多分限定的になってしまうと思うんですね。だけどそれを、薄く広く広げていくことによって、那覇から離島に運ぶ、コストダウンすれば、物価も下がってくるし、生産量も上がっていくし、これを戦略的にやっていくというのは、もう十分承知していますので。これをせっかく有人離島の例があるので、これを盾にですね、もっと拡充していつて。これはもう、戦略的にやれば、何らかの離島対策というか国境対策になるんで、沖縄の場合は。それをぜひ策定をして、この補助をするような形にしていけば、離島の皆さんが物価高や、そういう産業に対する資材とか、特に南北大東のこの家が造れないと、もう資材が、人件費が高くて、那覇の2倍ぐらい1.5倍ぐらいかかるという話もありますので、これを整理してぜひ振興策に盛り込んで。そうすれば、かなり、僕はこの離島の政策としては、飛躍的に対策としては大きなものになると思っているので。ずっとやらなかったわけではないんだけれども、もっと今に合った離島対策として僕は大変期待しておりますので、もう一度決意というか部長の話を聞かせてください。

○武田真企画部長 離島過疎地域の強化すべき取組の中には、1番から14番までかなり多くのものを盛り込んでおります。

その中の、生活コストを含めた離島の移入コストにかかる負担軽減、これも4番目の取組という形で出ております。

国のほうとも意見交換を始めていますので、その辺りどういう形でそれを、実際に事業ができるのかどうか。そこについては、今知恵を絞った形で、また国に対してもいろいろと意見交換を重ねてまいりたいと思います。

○仲村家治委員 僕もいろいろあるんだけれども、これを集中的にやってほしいと。

もちろん、ほかに全部やらないといけないんだけれど、薄く広くやるとなかなか難しいところがあるから、攻める部分を濃淡をしっかりとやっていくことによって、政策的に広く浅くやると、成果があっても見えないというのがよくあるので、1つで大きな成果を上げれば、よくやったねというのは、評価されるのが世の常だから。

期待していますのでぜひよろしくお願いします。

終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 今投げました件で聞きたいんですけど、今我々がやっている審議というのは、この今、タブレットに出てきている下の段の政策提言案。

つまり、公共交通ネットワーク特別委員会に説明をするという話だよね。

どうなの、部長。書かれているじゃないここに。

○武田真企画部長 まず、今日のこの委員会の場の前に、その前の段階の意見交換等という場面で今議会の議案説明会が終わった後に、全議員集まっていたいて、素案を御説明いたしました。

その素案に対して各会派からも意見をいただきましたし、県民からも意見をいただきまして事業者からも意見をいただきました。

それを全て溶け込ましたものが今、案という形になっております。

これについても今日御説明させていただいて、これに対して、また追加の御意見等があれば、先ほど御案内した様式でもって、今月27日閉会までにまた御意見いただければというふうに考えているところです。

○呉屋宏委員 ではこのアンケート用紙が別紙で配られているものの中に書き入れて提出してくれということなのか。

○武田真企画部長 まずは、議会からの意見も踏まえた形で、我々のほうで加筆修正をしたものがこの赤字の部分になってきております。

ここについても確認したいものがあれば、先ほどの様式だったり追加すべきだというふうな御意見があれば、その様式に書き込んだ上で、また御提出いただければと思います。

○呉屋宏委員 では中から質問しますけれど。

これは資料の1例えば、52 ページから5 ページぐらいそのまま赤字が続いているんだけど、これは最初の頃には入っていなかったという認識でいいのか。この赤字のところは、追加なのこれ。医療介護サービス、52から56ページまで。

○平安山剛医療政策課班長 お願いします。

先ほど素案の説明があったんですけども、素案作成時点では21世紀ビジョン基本計画とかですね、第8次医療計画に基づく取組の進捗を中心に、既存事業を推進する方向で整理を進めておりました。

素案の審議の過程で、意見交換とかあったんですけど、与那国町診療所の問題とか、離島・へき地における医療提供体制の確保について課題が顕在化してきたことなどを踏まえて、それから市町村長等から多くの意見、強い懸念とかが多数寄せられたことを踏まえて、独立した項目で医療介護サービスの提供体制というものを政策として掲げて、その中のそれぞれの環境の変化等も改めて整理させていただいたものになります。

以上です。

○呉屋宏委員 僕の質問聞きましたか。

あなた方いつもこんなだよ。質問に対して答弁してくれない。

僕は、もともとの素案からこれは、この赤字は抜けていたんですか、後から追加したんですか、これは。初めから入っていないのか。どうなの、これを僕は聞きたいんだよ。

○平安山剛医療政策課班長 素案の中には入っておりませんでした。

以上です。

○呉屋宏委員 この4ページ、5ページに渡る、僕、これは赤だったから不思議でしょうがなかったんだよ。

ものすごい大事なことがこの中に幾つも書かれている。だけど、これがごっそり素案の中から抜けていた。

ここが一番の問題じゃないのかなと僕は思っているんだよ。

どうなの部長。

○喜瀬達也企画調整課副参事 委員御指摘のとおり、当初の案には、県庁内でまとめた案の段階では、この医療介護サービスの提供体制について漏れていたといいますか、まとめた案の中には入っておりませんでした。

既存の全国画一的な法律とか制度に基づいて実施されるサービスが中心であるということも判断の一つとしてはあったと思うんですけども、企画部が関係部局に対して、調整を繰り返し行っていた段階では入っていなかったんですが、今担当から説明もあったように、やはり市町村の皆さんから特にこういう視点が、この案に入っていないのは問題ではないかと、委員と全く同じような意識でもって強い指摘を多数受けまして、私たちもそれを踏まえて、改めて庁内で検討して、追加させていただいたところです。

以上でございます。

○呉屋宏委員 ではもう一つ聞くけれど、この今僕が見ているところは、53ページなんだけれども、これ皆さんね、知ってほしいのとは何かというと、離島問題、エッセンシャルワーカーの問題、あるいは医療の問題、これ複合的に全部リンクするわけだよ。

前もこれは武田部長とも何回も議論してきた。ここに、消防防災ヘリは入っているのか、見ているけれど僕には見えないんだけど。どうなの。

○喜瀬達也企画調整課副参事 答えいたします。

御指摘の消防防災ヘリについては、記載されておられません。

取組としては入っております。

以上です。

○呉屋宏委員 皆さんこの中で書かれているわけだよ、53ページの中の2行目に。移動距離は那覇ー宮古間で300キロあると。これはどれだけの距離なのか、東京ー名古屋間相当だと書かれているわけだよ。

あなた方の防災の一番の問題は、本島を中心として、離島しか考えていないんだよ。

僕は前から言っているように第2次計画の八重山病院にERをここに設置すべきだと。2番目のヘリは石垣に置くべきだと。ここから与那国に飛ぶ、ここから宮古に飛ぶ、ここから波照間に飛ぶ、そういう離島は二次的にここで担わないといけないよというのがこの中に入らないと駄目なんだよ。

あなた方はこれ南北大東捨てるのか、沖縄県から捨てるつもりか。南北大東の医療はどうするの。

固定翼機を置かないといけないんだよ。これが3次計画なんだ。

その中の1次が今やっていることでしょ。だから一生懸命市長は反対しているんだよ。中身が分かっているのか。

だから、あなた方はこの周辺離島ばかりを考えればそれでよいというような振興計画を出すのか、これからも。離島切捨てか。だから遠隔医療入れるんでしょ。遠隔医療、消防防災ヘリ、そういうものは全てリンクするんだよ。なんで総合的な第8次医療計画に書きながら、なぜここに入っていない。そこら辺答えてみて。

○喜瀬達也企画調整課副参事 庁内で、この形に取りまとめる過程で消防防災ヘリの議論がどのようにされたか、今正面を切って説明することはちょっとで

きませんけれども、この場で今いただいた意見というものも、後ほど、提出していただく様式を、提出していただく意見と同じように扱いたいと思っておりますので、その御意見を踏まえて持ち帰って関係部局と調整をし、この提案の中に含めるべきことなのかあるいは含めることができるのか、あるいはその他の方策で何か具体的に検討が進んでいるのか、再確認してまいりたいと思います。

以上です。

○呉屋宏委員 消防防災ヘリを入れると言っているから、検討すると言っているから、しっかりやってください。僕もこの要望の中に入れます。

ただ、もう一つこの中に書かれていないものがあるんだ。あと5年、6年で、この6次振計は終わるんだよ。

この離島の医療、全ての問題がパーになっている最大の理由は、中部病院だよ。中部病院が遠隔医療の中心にならなければいけない、地域医療、離島医療は全て今まで中部病院が担ってきたんだよ。その病院の改築は8年後だよ。

なぜインターンが少なくなったか。新しい機材、検査機材があそこの中で交換できないわけだよ。だからインターンは全部逃げていった。だから離島医療を担えなくなった。

なぜあなた方がこの中で、しっかりこれを振興計画なんだから、3年、4年前倒しでもいいから、とにかく中部病院からやらないと、今の状況の中ではこれ離島救えないよ。

もう一度言いますけれど、遠隔医療、消防防災ヘリ、地域医療と全ての分野を担当してきたものは中部病院です。その中部病院が今のままの形だったら、これからもこれは救えなくなる。そこは真剣に考えて、これからの部分で、八重山病院のERもできなくなるよ。そこにERはつくらないといけない、救命救急だけは。

だからそこら辺も全部総合的に抜けているところがないのかというのはね、もう一回検討すべきだと思うんだけど。どう部長、もうあと二、三日だけ。

○武田真企画部長 この資料につきましては、意見をいただいた全ての団体に対して漏れがないか、そういったものを全部確認作業しております。

そういったところからまた、この辺についての追加の意見があればそれも書き込むような形でまとめていきたいと考えています。

○呉屋宏委員　まだたくさんあるんだけど、今日はこれ以上質問はしません。

とにかく、もう少し洗い直してください。要望して終わります。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。
新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員　何点かあります。

産業振興の点なんですけれども、スタートアップがあります。

確かにスタートアップ非常に大事だと思います。

新しい種をまいて、そのまま大きくしていくということは重要なんですけれども、やはり何ていうんですかね、そこを育てるというところにも、ぜひ力を入れていただきたいなというふうに思います。

例えばこのスタートアップで芽出しをして、その後バイアウトして、また資金を調達して次のものに行くとか、そういったことも出てくる可能性というのは非常にあると思っています。

なので、まずこのスタートアップも大事ですけれども、その後もしっかりと市場の資金を入れ込むというところも、ぜひ見ていただきたい。

これは沖縄県に対して、沖縄のこの企業に対して、お金が集まってくるというところにもつながるものだと思います。

もちろん、上場することが全てではありません。これは実際にファミリー企業とかのほうで、長い視点でいろいろな計画を立ててつないでいけるということもありますので、決して上場だけが全てではないですけれども、そういった形で大きくしていくということも、一つ考えていただければというふうに思っていますが、この辺りの取組はいかがでしょうか。

○座喜味肇産業政策課長　ありがとうございます。

今回資料につきましては、ナンバー12の32ページ、こちらで産業振興の中のスタートアップ支援ということで盛り込ませていただきました。

具体的な取組としましては、強化する取組のほうに記載しておりますけれども、個人の投資家ですとか事業会社等が、法人が県内に本店を有するスタートアップ、こちらに出資をする際ということで、出資額のうち一定額を所得から控除して非課税とする制度創設の要望をしているところです。

こういう取組というのは、今委員からありましたとおりに、沖縄県のスタートアップの現状は138社が集積していると。資金調達額に関しても、人口規模

から捉えると、上位に位置するということで、なかなか企業活動としては高水準にあるのかなというふうに認識しております。

そういった中でやはり資金流入という面で考えていくと、そこは沖縄という地理的な不利性の部分になってきますけれども、なかなかベンチャーキャピタルというところからの投資支援の基盤が十分でないというところから、県内のスタートアップに対しての出資が円滑に行われるというようなことで、制度要望というような形で、新規で提案しているというところですよ。

沖縄の中でスタートアップを核とした新産業の創出というところに加えてですね、県内企業との協業、競争というところも含めながら、スタートアップの集積と、そこに含まれるその雇用、所得の拡大というところを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○新垣淑豊委員 もちろん、このベンチャーキャピタル、最初の初期投資というところで非常に大事だと思っていますけれども、例えばそこを、さらにやはり入れ込んでいくためには、上場するというところが、彼らにとっても非常にある意味おいしいところになるわけですよ。そういった仕組みを、沖縄県内でもしっかりサポートするんだということを明確にさせていただくと。そういった、投資の意欲というものが増えてくるのではないかなというようなお話もありました。

もちろんスタートアップも大事。ただそれを芽出ししてしっかりと実をもぎ取るというところまでが、それが1つの流れだと思っていますので、それをまた継続的につなげていく。そういった仕組みをぜひつくっていただきたいということで、これ提案させていただきたいと思っています。

もう一つ、34 ページ 13 番、この金融関連のところですけども、北部圏域、2002年、もう25年ほど前に、特区が成立していますけれども、その後2014年に代わりましたというところで、また2年前ですかね、若干制度的に変わってきたという話があります。

ただ、今北海道とか東京とか、福岡でしたっけ、国内でも様々なその地域で、この金融の特区、資産形成に向けての特区というのも出てきています。

だから、沖縄のこの金融特区ができたときというのは、やはりアジアの金融ハブになるんだというところが原点だったと思っています。

しかし、今、なかなかその沖縄に対しての企業進出というものも実はなかったし、この中でも進出企業数は鈍化傾向にあるということが書かれています。ではなぜそこが鈍ってきているのか。何をすれば、そのアジアの金融ハブにな

るのかということを考えたときに、ここも大胆な発想をしなければいけないというふうに思っているんですけども、この点については、どのように今、県としては考えているのでしょうか。

○喜瀬達也企画調整課副参事 お答えいたします。

金融特区につきましては、全国にもなかなかないような制度としてスタートさせていただきました。

名護市さんとともに、企業の誘致について、制度を活用しながら県も一生懸命取り組んできたところですが、それなりに成果は上げてきたとは思いますが、委員御指摘のとおり、ある程度から伸び悩む、見方によってはそういうふうに見える場面もあると思います。

ですので、今回やはり制度的にどうしても使いづらい部分が多々あるというところも、かねてから名護市さんからの要望としてございましたので、この企業が立地するためのインセンティブとしての制度をより使いやすいものにするという視点で、様々な提案を今回させていただいているところです。

もちろん、せっかくある制度ですので、使われないと意味がありませんから、私どもは制度を充実、拡充させながら、それをしっかりと使っていただくための事業者向けの周知活動も、名護市さんと一緒に精力的に取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○新垣淑豊委員 多分従来の今までやってきているこの特区の在り方というの、考えなければいけないと思うんですよ。

今のこの仕組み自体が、本当に先ほど言ったアジアの金融ハブを目指すというところに立ち返ることができる法的なものなのか、そういったところもしっかり考えていただいて、例えば法改正が必要であれば、法改正も要望する。それに対してその法的なところの特区というところも、ある程度、もちろん枠はあると思いますけれども、どこまで緩めることができるんだとか。

そういったことを本当にやはり大きく考えないと、結局ほかの地域、先ほど言ったような、東京も、札幌、福岡も、大阪でしたっけ、そういったところも含めて、勝負になってきたときに、それでは近いところがいいというふうになる可能性があるんですね。

なので、特に今、国際環境自体も変わってきて、前は香港に金融のベースがあったところが中国に移り変わったときに、この香港から出ていった企業もたくさんあるというふうに聞いています。

そこがシンガポールに移ったりとか、いろいろなところに移っているけれども、やはりこの沖縄という特殊な地域、島国である、そういったところに金融のベースがほしいというような声もあるはずなんです。こういうこともしっかりと調査をしていただいた上でやっていただきたいなと思っています。

そこをぜひ御検討ください。

あとちょっと社会資本のところなんですけれど、いろいろな、さっき電力の話ありました、エネルギーの話ありましたけれど、水ですね。

この水の取水量の実績が出ていますけれども、例えば人を入れていく、産業を発達させていくには、やはり水が必要だと思いますけれども、多分これ以上ダムは造れないですね。

そこについてはどのように県として今考えているのかというのを教えていただきたいなと思います。

○大城貴企業局経営計画課長 お答えします。

企業局では、水需要の予測ですね、人口の動向や、社会の、ホテルの産業だとか、そういったものを踏まえた水需要の予測をしております。

現在、企業局が保有している水の供給能力としましては、最大大体60万トン程度ございます。

現在、実際に送れている実績としましては、平均で約43万トン程度で、最大で五十数万程度あります。

今後人口減少が到来するということと、一方で観光用産業、観光用の水需要とかが増えるというようなことも考えられますので、それらの需要の見込みを注視しながら対応していきたいというふうに考えているところです。

先ほど申し上げたとおり、持っている能力と実績を踏まえたと、当面の水量は大丈夫ではないかというふうに考えているところでございます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

またですね、漏水とか結構出てきておりますので、例えば一部漏水をすると、地域の水道が止まってしまう、生活が止まってしまうというケースが出てくるかと思うので、ぜひそこは防災の面も含めて、例えば経路を幾つか増やしておくとか、そういうところまでぜひ気を配っていただきたいなというふうに思います。

よろしく願いします。

あと取りまとめというか最後に、先ほどこの政策の一覧を見ていると、もちろん沖縄には課題、問題がたくさんありますよというところをしっかりと訴えた

いんだらうなというのは理解ができます。

ただ、これを眺めていると、何かわくわくしなかったんですね。沖縄が、確かに課題、問題がいっぱいあるんだけど、これをクリアすると、さらによくなるんだというところももちろんあります。

ただ、そこの先のどんなイメージで、どういうことができるのかというところの、何かわくわく感を感じなかったので、ぜひ見ている方が、沖縄にしっかりと今後も振興という面でも力を入れたいなと。沖縄をよくしていくことで、さらにそれが日本全体に何か活用できるんじゃないかとか、そういったことを思わせるような、これはひょっとしたら、我々政治家、もしくは知事、現職なのか、新しい知事になるのか分かりませんが、そういった方がしっかりと伝えていくべきことなのかなと思います。

ただやはりぜひ、このわくわく感というのを、県の職員の皆さんも、我々も一緒になってつくっていききたいというふうに思っていますので、どうかお願いをしたいと思います。

私から以上です。

もしコメントいただけるのならお願いしたいと思います。

○武田真企画部長 わくわくするような施策展開を目指して、職員一同頑張っ
てまいりたいと思います。

委員の皆様からの御指導、御鞭撻のほどもよろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 すみません。

これ個別の質疑は紙で出せばいいのかなぐらいに思っていたので。まずは素案を出して、いろいろな所から各方面から意見を聞いて、その追加の部分をブラッシュアップしたという、このプロセス自体を私は大変評価いたします。

今までは地域や議員も知らない所でいつの間にか素案が決まっていたみたいな、県議会でもなかなか振興策の議論をする場というのは限られていますので、まずはこうやってオープンに意見を聞いて、素案をブラッシュアップしましたというところは、ぜひ今後も続けていってほしい動き方だと思います。

その上で、恐らく個別に何かないですかと聞いていたら、追加しかこないと思います。みんな足りないものは、それぞれの地域、それぞれの人の人生で足りないものばかりなのを県に何とかしてくれと言ってくるのは当然だと思うの

で、意見を聞けば聞くほど恐らく、今後、今回のような赤字が増えていくだろうと思っています。

そのときに大事なのは、そもそも沖縄振興法が何を目指しているのかというところにやはり立ち返ってもらいたいなど。結局それを軸にして、予算とか政策というのは決まってくると思うんですね。

いろいろな分野が網羅的に出てきていますけれども、改めて沖縄振興法と、この沖縄振興計画の目的とは何だったんでしょうか。

○喜瀬達也企画調整課副参事 法律の第1条に掲げている目的をそのまま暗記してるわけではないので正確ではないかもしれませんが、沖縄県の自立的な発展、つまり県民の皆さんが豊かになることが、大きな目的だと考えております。

○喜友名智子委員 沖縄振興法の目的として言われている、というか説明を受けるのが、沖縄の置かれた特殊な諸事情という部分ですよ。

この特殊な諸事情は何ですか。

○喜瀬達也企画調整課副参事 社会的、歴史的、自然的、地理的な4つの事情が通常言われておりまして、また内閣府のホームページでも共通の認識で説明がされております。

以上です。

○喜友名智子委員 これを踏まえた上で、今回のこの案の政策の分野というものを見てみると、戦後処理というものが一番最後に来ていますよね。

法ができた当初からの時代の変遷がこういう順番づけにも現れているなど。県の政策課題は、離島・過疎地域というこの地理的な不利性を解消するところにあるんだろうなというふうに、今推測をしています。

繰り返しになりますけれども、要望としては、いろいろなところから意見を聞いて、全てをやることはできないと思います。そのときには法律が何を目的にしているのかというところを、しっかりと国と議論をして、県民の生活にとって必要な制度、予算をぜひ県にはつくってほしい、確保してほしいということを改めてお願いをしたいんです。

個別の政策については、紙に書いてまた後で出します。けれども、それは全て県民の幸せにつながることでなければならないと思いますし、その手段の一つが豊かになることだと思います。

先ほど来の質疑を否定するわけではないんですけれども、私は政治にわくわく感は求めているんです。不幸せな人を最小にすることが私は政治と行政の役割だと思っています。

これだけ委員だけでもいろいろな意見の幅があるので、いろいろな意見が出てきたときには、この法律の目的が何だったんでしょうかというところをぜひ踏まえた上で、この見直しの提案をつくっていただきたいと思います。

要望です。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

新里匠委員。

○**新里匠委員** お願いします。

この政策提言に掲載されるという意義、どういう意味合いがあるのかなというのをまず教えていただきたいと思います。

○**喜瀬達也企画調整課副参事** お答えいたします。

計画の中間見直しに向けて、どのような政策を今後、向こう5年間展開していくのかというまず自分たちの整理に資する、そして、さらに県としてやりたいことが決まった中で、国に対して提案することで、国が、よしこれ一緒にやろうよというものについては、より推進力を持って一緒に進めることができるようになる。

そういう意味で、重要な取組手続の一つだと思っています。

以上です。

○**新里匠委員** ありがとうございます。

僕が端的に聞きたいのは、この政策提言に載るものと、載らないものがあるわけじゃないですか。載ることは、やはり県が重要だと思っているところだと思っているんですね。

それを載せて、国と協議することによって、そのことがお互い共有できれば、政策を進めていくというような強い推進力になるのかという部分を確認をしたいと思います。

○**喜瀬達也企画調整課副参事** こちらでまとめているのは、今の段階では、県が様々な皆様からのあるいは各団体の皆様の意見を反映させた案です。

国に提言をさせていただきます。

4月以降、国がこれらについてヒアリングをしながら、実現可能性なども踏まえて、一緒に手を取って進めていくべきものというのが、だんだん絞られてくると思います。

そういう過程で、当然全てが全て一緒に取り組めるということではないのかもしれませんが、最終的には、これらの中からめり張りをつけて、しっかりと国と連携して取り組んでいけるものを整理していきたいと思っています。

以上です。

○新里匠委員 これ聞いた上で、改めて14、農林水産業（糖業）というところにですね、分蜜糖製糖工場の老朽化の進行、新たな施設整備に向けて、受けた取組を推進する必要があるという文言があります。

これ環境の変化として、食料供給困難事態対策法が施行されたというような中で、砂糖について重要視されているという部分を踏まえてのところとあって、現状として沖縄県にある分蜜糖製糖工場は、本当に60年たって、いろいろがたがきて、これが今のところは製糖が操業を何とかやっているというところでもありますけれども、やはりこの5年間の間で何かをしなければ、もうこれまでのように安定してやっていけるかどうかは、やはりその担保できていないなと思っているわけです。

なので、ここにこう書いてあることを私は本当にいいなと思っております。

これはもういいなと思ったから言えるんですけれども、ページ飛んで80ページ、社会資本整備の部分なんですけれども、この中心的なものが、水の部分と港湾施設の2点というところがありますけれども、特に離島においては、やはりこの農業というものが生活に直結をしているというところだと思っております。

特に沖縄県では離島が多いという中で、やはりこの生活をするためには、この農業というものをやっていかないといけないと。そして生産をするためには、生産基盤というものが、継続をして行われていく必要があるんだろうと思っているので、そういう中において、この社会資本整備の中には、新しい技術の応用だったり、そしてこの生活を支える生産や経済への波及効果を考えると、やはりこの農業インフラ整備というものはここに記述をするべきではないかなと思っております。

後々ペーパーに書いて、ちょっと提言にも入れたいと思っておりますけれども、こういうところに入れて、議論をしていくような考えというところは、またおいおい考えていただいて、しっかりとこの観点もやっていただきたいと思います。うんですけれども、この離島における農業と、農業基盤についての考え方を、

ちょっと教えていただきたいと思います。

○喜瀬達也企画調整課副参事 今、農林の社会基盤整備、特にNN事業とかそういうことになるんだと思うんですが、そこは少しまた所管部局からの答弁とさせていただきたいんですけれども。

今全体に共通する話として、例えばこの社会資本整備というくくりで見たときには、実際には、道路だったり橋梁だったり、社会資本、あるいは県営住宅だったり学校だったり、もっともっと様々あるのではないかと思われたかと思います。何でこれだけしか載っていないんだと。

これは農業も含めてですけれども、今回私たちの政策提言が、あくまでも社会経済情勢の変化を捉えて、何か違った一手を打つ必要があるものをピックアップしているという点が大きくありまして、ここに書いていないその他のことをやらないとか必要ないとか重要性が低いとかそういうことでは決してありません。

今までのとおりしっかりとやっていくことが必要である。ただ、今までどおりでは、十分には足りない社会変化があるよねというものを、この中に拾い上げてきたという経緯がございます。

それで載っていたり載っていなかったりするということがあるということ、を、ちょっと御説明させていただきます。

以上です。

○新里匠委員 喜瀬副参事ですね、言っていることは分かります。

なので最初聞いてですね、この政策提言集に載ることの意義は何かというようなことをお聞きをいたしました。

そしたら、これを中心に国と協議をして、そこに意見の一致を見れば、推進を協力的にできるというような部分になってくるというふうな答えがあったので、その他の一つではなくてですね、やはり私はこの離島の出身でありますので、その生活に本当に直結をしているのは農業だというような部分、そして、その農業インフラ整備というのは、まだまだできていないし、この5年、10年という中で、予算が落ちてきているのは確かなんです。

いま一度、生活を守るためには、社会インフラの中に農業インフラ整備も入れるべきだというような、私の意見を要望して終わりたいと思います。

○金城吉治糖業農産課長 離島における農業というのは大変重要な産業だと考えているところですが、特に我々所管するサトウキビについては、特に

生産基盤の整備については大変重要だと考えております。

今日、委員の提言のあったことについては担当課のほうにも報告してですね、この中にまた反映させるのかどうかについてまた、検討させてください。

○新里匠委員 もっとパワーを持ってお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 私は1つだけです。

今回の沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言というふう
に表題がありますけれども、これいきなり中身がその政策に入っているんです
ね。

それで目指す姿、環境の変化等々あるんですけれども、これ前段で、やはり
初めの部分というのをしっかりと入れていただきたいなど。つまり、この6次
振興、もう5年もたちますよと。そういったことでどういう形で、今までその
目標がどの程度達成できたのかと。それとこれからの5年間はどうすべきだ
という流れを、やはり書き込んでいただきたいなど。

それと、やはり我々がこの沖縄振興を取り扱うためには、この沖縄が発展
することですよね。その発展を考えてみた場合、要するに我々の沖縄が何が
できるか。豊かになるためには、どういう我々の立ち位置があるのか、その中
には、リスクであるとか、そういった条件であるとか、そういったものがある
はずですね。

それをどういうふうにして克服していくのか、それともまたそのリスクを
またチャンスに変えるのか、そういったものを、しっかりと書き込んでいくの
が、最初に必要なのかなと。

そうすることで、中の政策提言を読み込んでいく、また理解をしていくとい
う話になると思うんですね。

これだと、いきなり政策が来て、何かをしようとしているんだけど最終
的に我々はどういうふうにして幸せになるのかというのがちょっと見えない。

なので、やはり、この政策提言が向かう目標というのを、県民の皆様方が、
様々な情報を取り込んで理解をするということではなくて、ある文章を見て、
そういったところに向かっているんだなと。またこれからはこれまではどうい
うふうにしてきたんだなというところをですね、分かるような文章を挿入して
いただきたいなというふうに思っています。

それで先ほどもいろいろあったんですけれども、やはり沖縄の産業を起こすという意味では、水の不足、電力の不足、用地の不足というものがあります。

それを本当にリスクとして考えるのか、それともそれをチャンスとして別のものを考えていくのか、それを、やはり光といいますか、我々が目指す方向が見えるような、そういった文章を1つ入れていただきたいなというふうに思います。

どうですか部長。

○武田真企画部長 確かに委員の御指摘のとおり、資料1のほうはもういきなり政策論になっていますので、資料2のほうの説明資料を御覧いただくと、この政策提言の位置づけであるとか、この間の環境の変化、それからこの政策提言を捉えている期間そういったものもありますので、その辺、この資料の位置づけということも踏まえて、その冒頭のほうには、その辺りについても書き加えてまいりたいというような形で対応させていただきます。ありがたい御指摘ありがとうございます。

○下地康教委員 ぜひ、県民が分かりやすく、限られた文章であると思うんですけれども、そういう文章を期待しています。

よろしくお願いします。

以上です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

今日の皆様からの質疑、提言等々は、この政策提言にまた協議の上盛り込んでいくということでひとつよろしくお願いいたします。

また委員の皆さんも個々の政策提言に盛り込むものを、今月27日、議会閉会日までに提出をぜひよろしくお願いします。

本来であれば委員会でまとめてやるべきところであるんですが、時間的なところもありますので、どうぞ皆さんよろしくお願いをいたします。

以上で、沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(案)についての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

説明員の皆さん、御苦勞さまでした。
どうぞ御退席ください。

(休憩中に、執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

陳情に対する質疑は全て終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情令和6年第52号外24件を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に閉会中継続審査・調査事件についてを議題といたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した、陳情25件と、ただいまお示ししました本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委 員 長 當 間 盛 夫